#### 近畿ブロック発注者協議会 第3回幹事会

日時:平成22年2月8日(月)

10:30~12:00

場所:大阪合同庁舎第1別館大会議室

議 事 次 第

- 1. 開会
- 2. 挨拶 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長(幹事長)
- 3.議事
- (1)ブロック協議会の取組みについて・・・・ 資料1
- (2)近畿管内における入札参加資格、総合評価方式の評価項目 ・・・資料 2
  - 1)府県・政令市における競争入札参加資格一覧
  - 2)府県・政令市における総合評価方式の適用タイプ・評価項目一覧
- (3)公共工事の品質確保向上に向けた取組み・・・・ 資料3
  - 1)近畿ブロック発注者協議会における取組み状況
  - 2) 自治体の総合評価方式導入状況
  - 3)府県・政令市における入札契約制度の状況
  - 4) 各機関における総合評価落札状況
  - 5)各機関における入札契約制度の導入状況
  - 6)近畿地整管内研修への受け入れ状況
- (4)情報共有(話題提供)
  - 1)近畿地方整備局における総合評価方式の実施について・・・ 参考資料1
  - 2) インターネット画像を用いた入札工事説明会の実施について・・・参考資料2
  - 3)総合評価の導入実態調査結果について・・・ 参考資料3
  - 4) 平成20年度総合評価の実施状況について(全国)・・・参考資料4
  - 5)総合契約単価合意方式について・・・参考資料5

#### 【配布資料】

資料 1 ブロック協議会の取組みについて

資料 2 近畿管内における入札参加資格、総合評価方式の評価項目

資料 3 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

参考資料 情報共有(話題提供)



平成22年2月8日

近畿地方整備局



#### 近畿ブロック発注者協議会 (第3回幹事会)

## ◆各府県ブロックの取組み状況と今後の予定

協議会以降(平成21年7月15日)の取組み

#### 【福井県】

《府県ブロックの取り組み状況》

- ・平成21年7月16日に県の最低制限価格の設定方法の改正(7月21日適用)を行い、発注機関に周知
- ・市町への技術支援への取組み
  - ・市町の総合評価の学識経験者委員会に県から委員として参加。技術的な助言。
  - ・県の要領、様式や工事成績データを市町に提供。
  - ・県が実施する研修会等への市町職員の参加。
  - 福井県建設技術公社を通じて技術支援を実施。
  - ・県の電子入札システムの市町共同利用。

#### 《今後の予定》

・平成22年3月に発注機関を対象とした入札契約制度説明会を開催予定

#### 【滋賀県】

《府県ブロックの取り組み状況》

- ・平成21年9月9日(水)に「滋賀県公共工事契約業務連絡協議会」を開催し、次の内容について申合せを実施。
  - ①一般競争入札の導入・拡大
  - ②総合評価方式の積極的な導入・拡大
  - ③入札契約適正化法の遵守
  - ④予定価格等の公表の適正化
  - ⑤最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な見直し



近畿ブロック発注者協議会 (第3回幹事会)

## ◆各府県ブロックの取組み状況と今後の予定

協議会以降(平成21年7月15日)の取組み

#### 【滋賀県】つづき

- ・市町への技術支援への取組み
  - ・今年度も市町実施の総合評価工事について、県土木技術職員が学識経験者として技術支援を実施(H21年度: 11市町20案件)
- 市町土木技術職員向けの研修を実施。(最近の土木行政の課題、土木事業の説明・事業執行の流れ等) 《今後の予定》
  - ・次年度も今年度と同様「滋賀県公共工事契約業務連絡協議会」、「公共工事品質確保推進協議会(滋賀県会議)」等 の既会議を活用し、発注者協議会の内容を周知。

#### 【京都府】

《府県ブロックの取り組み状況》

- ・平成21年9月15日(火)に「京都府公共工事発注者協議会」は、「京都府公共工事契約業務連絡会」との共催で、次 の内容で開催
  - 講演
    - ①入札談合の防止について
    - ②公共工事の入札及び契約手続きの改善等について
    - ③公共工事の品質確保の取組みについて
    - ④地域建設業経営強化融資制度について
  - 京都府の取組報告
    - ①公共調達改善の取組み
    - ②京都府における電子入札
    - ③京都府における総合評価競争入札の取組み
    - ④工事成績評定の取組み



近畿ブロック発注者協議会 (第3回幹事会)

## ◆各府県ブロックの取組み状況と今後の予定

協議会以降(平成21年7月15日)の取組み

#### 【京都府】つづき

- ・総合評価競争入札の市町村実施に対する支援内容
  - ・市町村の総合評価審査委員会に委員を派遣(当該地域を所管する土木事務所長が委員に就任)
  - ・市町村の担当が集まる会議において京都府の取組状況等を説明(府公契連や市町村の技術担当者会議等)

#### 《今後の予定》

- ・平成22年3月12日(金)に開催し、次の事項を報告予定。
  - ①公共調達委員会検討会の取組みについて
  - ②入契法における発注者への義務付け事項の措置状況について
  - ③京都府土砂条例について

#### 【大阪府】

《府県ブロックの取り組み状況》

・平成21年7月15日(水)に大阪府公契連「大阪府発注者協議会」を開催し、協議会の目的や取組みを周知するとともに総合評価の取組み、府内各市町村における総合評価の導入状況をはじめとする入札契約制度の現状の説明を行い、大阪府及び市町村間の入札契約制度に関する連携強化と情報共有を図った。

#### 《今後の予定》

- ・平成22年2月10日(水)に平成21年度第2回公共工事入札・契約事務連絡協議会を開催予定
- ・本会議では、近畿地方整備局から講師を招く等、国・府の入札・契約手続きの改善等について講演を行い、本幹事会 資料の提供も含め情報の共有を図る予定



近畿ブロック発注者協議会 (第3回幹事会)

## ◆各府県ブロックの取組み状況と今後の予定

協議会以降(平成21年7月15日)の取組み

#### 【兵庫県】

《府県ブロックの取り組み状況》

- 平成21年7月14日(火)に兵庫県公共工事契約業務連絡協議会を次の内容で開催
  - ①公共工事の入札及び契約手続きの改善等について
  - ②兵庫県の建設工事等に係る入札・契約制度の改善取り組みについて
  - ③公共工事の前金払いについて
  - ④近畿ブロック発注者協議会について
  - ⑤入札談合の防止に向けてについて
- ・市町への支援
  - ・県土木事務所副所長等の学識経験者への就任 市町の総合評価実施を支援するため、国土交通省の出先機関と連携して、県土木事務所の副所長等が就任。
  - •相談窓口の設置

県庁の入札契約担当部署において、市町からの総合評価落札方式の実施上の課題等に対して、指導、アドバイ スを実施。

#### 《今後の予定》

・発注者協議会について

平成22年度・兵庫県公共工事契約業務連絡協議会においても、近畿ブロック発注者協議会の取り組み内容を 周知するなど、市町との連携強化、情報共有を図る。

市町支援について

説明会の開催、学識者への就任、相談窓口等を継続して実施。



近畿ブロック発注者協議会 (第3回幹事会)

## ◆各府県ブロックの取組み状況と今後の予定

協議会以降(平成21年7月15日)の取組み

#### 【奈良県】

《府県ブロックの取り組み状況》

- ・総合評価落札方式を導入していない市町村に対し、直接訪問による指導を実施。
- ・総合評価落札方式を導入している市町村に対し、要領、落札者決定基準、入札公告、説明書、指名通知文の事前確認、 評価項目、評価内容などを作成するための事前相談・指導を実施。
- ・総合評価落札方式で発注する全市町村の工事・業務委託に対して、学識経験者(技術管理課、土木事務所)としての 意見聴取に対応。

#### 《今後の予定》

・「平成21年度 奈良県発注者協議会」は、奈良県公共工事契約連絡協議会と一体的に平成22年3月19日(金)に開催予定。

#### 【和歌山県】

《府県ブロックの取り組み状況》

- 市町村の総合評価実施に際しての取組み
  - 「落札者決定基準の策定」等の相談に対しての助言
  - ・「落札者決定基準の策定」および「落札者決定」にかかる学識経験者の意見聴取について、県設置の第三者機関 (和歌山県県土整備部総合評価審査委員会)を活用し、審査

[H22.1末時点における審査会開催状況]

開催回数:11回、審査件数:29件(15市町村)



#### 近畿ブロック発注者協議会 (第3回幹事会)

## ◆各府県ブロックの取組み状況と今後の予定

協議会以降(平成21年7月15日)の取組み

#### 【和歌山県】つづき

- ・県主催の講習会等に市町村職員を受け入れ
  - 総合評価セミナー(20市町村(20名)参加)

内容:「和歌山県の総合評価制度について」 「品確法・総合評価方式のポイント」

#### 《今後の予定》

・平成22年度においても和歌山県ブロック協議会(和歌山県公共工事契約業務連絡協議会を活用)を開催し、市町村との情報共有・連携強化を図る。

#### 【ブロック協議会への参加】

・各府県で開催されるブロック協議会へは、整備局も参加させていただきますので、事前連絡をお願いします。

#### 近畿ブロック発注者協議会 (第3回幹事会)

## ▶新聞記事

#### 平成21年7月16日(木)日刊建設工業新聞(大阪府より情報提供)

閏閏 2009年(平成21年)7月16日(木曜日) (18)会全体会議の中で同協議 確保を円滑に推進するた町村発注工事などの品質 組み状況などを説明し 内では26%と低迷。この の全市町村で総合評価の 促進などに取り組む近畿 貢献に関する評価の普及 質確保に関する取り組み 合評価の導入・拡大や品 明らかになった。 入を予定していることが 町が総合評価の本年度導 和田・門真の3市と能勢 た。この中で東大阪・岸 ック発注者協議会の取り 体などでつくる近畿ブロ 局など国機関や地方自治 会を開き、近畿地方整備 ため府は同日の公共工事 であるのに対し、 導入比率が88年度で69% 初会合を開いた。 近畿圏 府発注者協議会ごを設置、 への対応を目指す「大阪 導入・拡大や低価格入札 の情報共有・促進、 大阪府は15日、府内市 | 連携する大阪府域の組織 | %。これまでも大阪府公 | 取り組みを強化すること 府発注者協議会は、 総合評価落札方式の 大阪府 本年度は4市町で採用予定 開催が見込まれている。 議会は1年に数回程度の ることが目的。府県の協 議会の審議内容を周知す 年度最終実績で11市町に め43あるが、総合評価を 令市の大阪市と堺市を含 で、府内市町村に近畿協 とどまり、 導入している自治体は88 大阪府内の市町村は政 0%や、福井県内の94% たが、和歌山県内の10 一評価導入など品質確保の どを通じて、総合評価導 絡協議会(府公契連)な 共工事入札・契約事務連 率となっている。 と比べ極めて低い導入比 者協議会を新設し、総合 そこで府は大阪府発注

導入状況などを説明 や府内市町村の総合評価 が近畿協議会の取り組み 備部事業管理室課長補佐 ともに、松井信一都市整 立趣旨などを説明すると 補佐が発注者協議会の設 司契約局契約第1課課長 にした。当日は、島田賢 列

2. 近畿管内における入札参加資格、総合評価方式の評価項目

- 1) 府県・政令市における競争入札参加資格一覧
- 2) 府県・政令市における総合評価方式の適用タイプ・評価項目一覧

平成22年2月8日 近畿ブロック発注者協議会

資格要件	有資格	地域要件	同種工事の実績	配置予定技術者
機関名 近畿地整	近畿地方整備局における平成21・22年度 一般競争(指名競争)参加資格の当該工種 の認定	工種ごとに設定。例)一般土木の場合 *Aランク:設定なし *Bランク:本店、支店又は営業所が福井県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県のいずれかにあること。 *Cランク:本店が施工府県にあること。 *Dランク:本店が施工府県の〇〇地域 (管内)にあること。 ※〇〇は施工箇所を含む地域で設定。	*工事ごとに施工実績要件を設定。 *同種工事の実績は民間工事実績も含む *同種工事の実績は平成6年度以降に元請 として完成・引渡が完了した工事。 *同種工事の実績が国土交通省(官庁営繕 又は各地方整備局所掌工事を含み港湾 空港関係を除く)の場合は工事成績評定 が65点以上(低入札工事の場合は70点 以上)で実績として認める。	*1級〇〇施工管理技士(監理技術者)、 2級〇〇施工管理技士(主任技術者) 又はこれと同等以上の資格を有すること。 *同種工事の経験は企業の実績に準じて 要件を設定している。 *同種工事の経験は国土交通省所掌の 工事の場合、低入札工事でも工事成績 評定が65点以上で実績として認める。
福井県	福井県における平成21・22年度一般競争 入札参加資格の当該工種の認定	福井県内を6土木事務所で所管 *原則として、一土木事務所管内で応札可能業者が原則として、一土木事務所管内で応札可能業者が原則20者以上見込める場合は、一土木事務所管内で主たる営業所があること。 *見込めない場合は、隣接土木→県外業者で県内に営業所を有するもの→県外業者と順次対象を拡大	*工事ごとに施工実績の要件を設定。 (施工実績は民間工事も含む。) *同種工事の施工実績は平成6年度以降に 元請(下請)として完成した工事。 (同程度(6割以上)の施工実績の要件を設定 する場合がある。)	*1級〇〇施工管理技士(監理技術者)、 2級〇〇施工管理技士(主任技術者) 又はこれと同等以上の資格を有すること。 *同種工事の経験は企業の実績に準じて 要件を設定している。 (同程度(6割以上)の施工経験は企業の施工実績に準じて要件を設定する場合がある。)
滋賀県	滋賀県における平成21年度入札参加資格 の申請を行い、当該工種の入札参加有資格 名簿に記載	業種ごとに設定。 例) 土木一式の場合 *格付け一号: 主たる営業所が滋賀県内 *格付け二号、三号: 主たる営業所が施工土木 事務所管内(一部隣接土木事務所管内含む) *格付け四号、五号: 主たる営業所が施工土木 事務所管内	同種工事の実績は、公告の前日から起算して 15年以内に元請契約し、公告の前日までに 完成・引渡しが完了した工事	*建設業法に基づき、適正に主任技術者 または監理技術者を配置 *工事内容に応じ、同種工事の経験を 求める場合がある。
京都府	京都府の平成21年度建設工事入札参加 資格を有すること。	8土木事務所管内を4つのブロックに分けて発注 (Bランク以上) ①北部ブロック(丹後、中丹東、中丹西)、 ②南丹ブロック、③京都・乙訓ブロック、 ④山城ブロック(山城北、山城南)	杭、橋梁など特殊な内容、専門的な工種を含む工事 の場合に設定	監理技術者又は主任技術者として、「〇〇エ 事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
大阪府	大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に 登録されていること(WTO案件以外の資格は、 府内に営業所を有するものに限定)	工種ごとに設定。例)土木一式の場合 *26.3億円以上(WTO):設定なし。 *13.5億円以上26.3億円未満(AA又はA以上の 2者JV):JVの場合、1社以上は府内業者。 *9億円以上13.5億円未満(A+B1のJV): JVのうち1社以上は府内業者。 *3.5億円以上9億円未満(A):府内業者に限る。 *1.8億円以上3.5億円未満(B1): 府内業者に限る。営業者の所在区域は施工箇所を含む府内2分割の区域で設定。 *0.9億円以上1.8億円未満(B2): 府内業者に限る。営業所の所在区域は施工箇所を含む当該発注事務所管内で設定。 *0.9億円以上1.8億円未満(B2): 府内業者に限る。営業所の所在区域は施工箇所を1.9億円未満(C,Dラング): 府内業者に限る。営業所の所在区域は施工箇所を含む市町村単位で設定	*トンネル、ダム、シールド、ケーソン、橋梁、舗装等の特殊又は専門工事において、工事ごとに施工実績要件を設定。 *同種工事の実績は平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了した工事(当該実績は、原則として、入札契約適正化法施行令に規定する法人が発注する工事に限る)	* 主任技術者又は監理技術者資格者証を 有する監理技術者を専任で配置できること。 * 同種工事の経験は企業の実績に準じて 要件を設定。 * 平成20年度中に完成検査を受けた都市 整備部発注工事で、64点以下の工事 成績点を取得していない者であること。
兵庫県	兵庫県における平成21・22年度一般競争 入札参加資格の当該工種の認定	一般競争入札の種別(公募型・制限付)ごとに 設定。例)一般土木の場合 *公募型:原則として、本店が兵庫県内。 *制限付:施工する市町・土木事務所・県民局 管内等入札参加可能業者数に応じて 設定。	工事ごとに施工実績要件設定 *公募型:過去15年間に施工した当該工事と同種 又は類似工事の施工実績(原則、国、地方公共 団体等が発注した工事で、その工事が完成・ 引渡しが完了したもの。	* 直接的かつ恒常的な雇用関係 * 1級〇〇施工管理技士又は技術士の 資格を有すること等 * 工事ごと施工実績要件設定 ※公募型は同種工事の実績に同じ

資格要件 機関名	有資格	地域要件	同種工事の実績	配置予定技術者
奈良県	奈良県における平成20・21年度一般競争 入札参加資格の当該工種の認定	工種ごとに設定。例) 土木一式の場合 *26.3億円以上:WTO *7億円以上26.3億円未満:一般競争(JV)2~4者) 【県内A1ランク・県内営業所(県内一括)、構成員 比率県内A1は50%以上】 *3億円以上7億円未満:一般競争(JV)2~3者 【県内A1ランク(県内一括)】 *1.5億円以上3億円未満:一般競争(混合入札)、単体又はJV(2者)【県内A1ランク(県内一括)】 *0.5億円以上1.5億円未満:一般競争【事務所管内A1ランク及びAランク(事務所管内一括)【※H22実施予定、県内A1ランク及びAランク県内一括】】 *0.2億円以上0.5億円未満:一般競争【事務所管内Bランク(管内一括)】 *0.08億円以上0.2億円未満:一般競争【事務所管内Cランク(事務所管内一括)】 *0.08億円以上0.2億円未満:一般競争【事務所管内Cランク(事務所管内一括)】 *0.08億円以上0.2億円未満:一般競争【事務所管内Cランク(事務所管内一括)】	工事ごとに過去15年以内に竣工した施工実績の 要件を設定	例)土木一式工事の場合、 下記のいずれかに該当すること。 *1級土木施工管理技士資格を有する者、 1級建設機械施工管理技士の資格を 有する者、技術士(建設部門、農業部門、 森林部門、水産部門又は総合技術監理 部門の資格を有する者、これらと同等以上 の資格を有するものと国土交通大臣が 認定した者。 *過去15年以内に竣工した登録業種に 係る従事経験を有する者。 *入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月 以上の雇用関係にある者。 *監理技術者を置くことが必要な工事に あっては、「監理技術者資格証」及び 「監理技術者講習修了証」の交付を受けて いる者。
和歌山県	条件付き一般競争入札における和歌山県建 設工事入札参加資格の当該業種の認定	工種ごとに設定。例) 土木一式工事の場合 * 予定価格1億円以上:県内一円 * 予定価格0.5億円以上1億円未満: 各建設部組合せ37ヶック * 予定価格0.3億円以上0.5億円未満: 各建設部組合せ67 ロック * 予定価格0.3億円未満:各建設部管内ごと97 ロック	* 工事ごとに企業の施工実績要件を設定。 * 民間工事実績も建設工事実績認定審査会で 認定可能 * 同種工事の実績は平成6年4月1日以降に元請 として完成・引渡が完了した工事。	* 工事ごとに配置予定技術者要件を設定例) 土木一式工事(予定価格1億円以上)の場合 過去15年間における同種同等の工事実績を有する監理技術者
京都市	京都市の一般競争入札参加資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に記載されている者	* 高度な技術力を要するものを除き市内業者を対象 * 市内業者発注に当たっては、予定価格に応じて 競争参加有資格者付の該当工種や等級を条件 として付している。	*工事ごとに施工実績要件を設定。 *同種工事の実績は平成6年度以降に元請として 完成した工事	参加資格条件としていない。
大阪市	大阪市の平成20・21年度工事請負入札 参加資格審査で、当該工種の入札参加 資格の認定を受けていること。 土木・建築・舗装・電気・給排水衛生 冷暖房・造園工事の入札参加資格は、 原則として工事の種類及び予定価格を 区分して、経営事項審査の結果を勘案 して定めている。	土木・建築・舗装・電気・給排水衛生冷暖房・造園工事については、登録種目数の制限を設定している大阪市内に本店を有する企業等:3種目大阪市内に本店を有しない企業等:2種目電気・給排水衛生冷暖房・造園工事のいずれかに登録する場合は、当該種目のみ	工事種目・項目別に、共通の競争参加資格として要件(施工実績など)を設定 (例)平成6年度以降に、官公庁及び地方道路公社、 旧道路公団、鉄道事業者、軌道経営者発注工事の 元請として完成させた施工実績	当該工事の公告文に掲げる条件を満たす資格・免許を有する技術者(関係法令で配置が義務付けされている有資格者)の配置(例)1級土木施工管理技士等の国家資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有すると国土交通大臣に認定された者同種・類似工事の経験は、当該工事毎に任意で設定している
堺市	平成21・22・23年度の堺市建設工事、測量・ 建設コンサルタント入札参加資格を有するも の	案件ごとに設定している(原則、市内業者(本店が本 市内にある業者)優先) 例)一般土木の場合 *6億円未満:原則、市内業者に限定 *6億円以上WTO案件未満:原則、JV(市内業者 を1者以上含むものに限る)に限定	エ事ごとに施工実績要件を設定 ※原則、施工実績要件は不要 *過去10年に国、地方公共団体その他公共機関 等から発注された工事(完成、検査が完了した 工事に限る)の施工実績を元請として有するもの	* 予定価格6千万円未満の工事: 当該工事の建設業許可業種に係る 主任技術者資格を有するもの * 予定価格6千万円以上の工事: 当該工事の建設業許可業種に係る 監理技術者資格を有し、雇用期間が 3か月以上経過しているもの
神戸市	*神戸市工事請負入札参加資格の認定を 受けていること。 *工事ごとに参加できる企業のランクを設定 等級分けしていない業種の場合、経営事項 審査の結果を条件に設定	神戸市内に本店を有する、本店・支店及びそれに 準ずるものを有するといった要件を工事ごとに設定	エ事ごとに施工実績要件を設定 ※ 同種工事の実績については設定期限以降に 完成した工事を対象とする	*配置予定技術者は執行日以前に原則 三ヶ月以上の直接的雇用関係にある *請負金額2500万円以上の土木工事の 場合、主任技術者又は監理技術者を 専任で配置する

凡例: ①標準型の中で技術提案のみ求めるタイプ(高度技術提案型、WTO)

··· 近畿地整の高度技術提案型、標準 I 型(WTO)

②標準型の中で技術提案以外に企業の施工能力や配置予定技術者の能力等を求めるタイプ

・・・ 近畿地整の標準 I 型 ③簡易型の中で施工計画を複数項目と企業の施工能力・配置予定技術者の能力等を求めるタイプ・・・・近畿地整の標準Ⅱ型

④簡易型の中で施工計画を1項目と企業の施工能力・配置予定技術者の能力等を求めるタイプ・・・・ 近畿地整の簡易型 ⑤簡易型の中で施工計画を求めず、企業の施工能力や配置予定技術者の能力等のみを求めるタイプ・・・ 近畿地整の実績重視型

総合評価評価項目			近畿地魯	<b>发</b>			福井県			滋貧	買県			京	都府				大阪府				兵庫	車県	
総合評価方式タイプ	1	2	3	4	5	1	2	⑤	1	2	3	4	1	2	3	4	1	②(標準)	②(簡易)	3	4	1	2	3	⑤
技術提案	0	0				0	0		0	0			0		施工上の		0	0	0			0	0	i !	! !
施工計画 △は選択			0	0						!	0	0	Δ	*ď	は選択	Į.	0	0	0	0	0			0	
企業の施工能力			 		 																				
工事成績評点		0	0	0	0		0	0		0	0	0						0	0	0	0		Δ	0	0
表彰		0	0	0	0		0	0		<u> </u> 				0	0	0		0	0	0	0			<u> </u> 	
有用な新技術		0	0	0															優良工事	表彰(5ヶ	-年)				
ISO9000又は14001			0	0			0	0		<u> </u>				京都府	地域づくり	優良工								<u> </u>	
経審の主観点数										i !	0	0		事施工	百衣彰	-								<u> </u>	
企業の施工実績(同種工事)							0	0		<u>.                                    </u>		0			İ		0	0	0	0	0		Δ	0	0
同種•類似工事			<u>;</u>   		<u>;</u>   					<u>;                                    </u>		! ! !		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u>.                                    </u>	<u>;                                    </u>			<u>;                                    </u>	<u>.                                    </u>
契約後VEの採用実績	i		<u> </u> 		<u> </u> 		İ			<u>.                                    </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		!	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			<u>.                                    </u>	
工事における事故の有無			<u> </u> 		<u> </u> 			<del> </del> 		<u>i</u> !	 			<u> </u>	<del> </del>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u> 	<u> </u>
			<u> </u>		<u> </u>					- 47															
配置予定技術者の能力			-	_				:A	けた工事の		-				<del> </del>			-	_	-	<del> </del> -			-	
同種工事の施工経験		0	0	0			0	<u>/\                                    </u>		0	0	0		<u> </u>	<u> </u>			0	0	0	0		Δ	0	0
技術者資格		0	0	0	!		0/	10				0		<u> </u>	1	0		<u> </u>	1	<u> </u>	1				1
"舗装施工管理技術者(As舗装)							<b> </b>	<b>.</b>		! ! !				<u> </u>	-	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	-			! ! !	! ! !
技術者表彰		0	0	0	0		0	Ö		i !		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			i !	
CPD		0	0	0	i I I					0	0	0			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	0	<u> </u>		Δ	0	0
工事成績評点																							Δ	0	0
同規模工事の工事成績										i !				0	0	İ		<u> </u>	İ	ļ	<u> </u>			i !	
技術提案に対する理解度(ヒアリング)			i ! !		i ! !					i !	i i i			i !		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	i i i	<u> </u>			<u> </u>	<u>i</u> <u>i</u>
也域精通度																									
本店の所在地			0	0	0		0,	0		i !				Δ	Δ	Δ		İ	İ		İ		Δ	0	0
地域内工事の実績			0	0	0		主たる	営業所		i ! !			営業	K所所在 <sup>比</sup>	也は選択項	目:△								i ! !	
社会貢献·地域貢献										! ! !						<u> </u>   		<u>!</u> !	<u> </u>   		<u> </u>			! ! ! !	! ! !
災害協定の締結			0	0			0	0		0	0	0		İ	İ	İ		i I	İ	İ	İ			i ! !	i !
行政機関からの表彰等		0	0	0	i I																				
建災防への加入			İ		İ					0	0	0		İ	İ									! ! !	
除雪作業契約の締結や緊急対応等							0	0		l !		0		Δ	Δ	Δ			ļ ļ		ļ		Δ	0	0
社会貢献点数 f 技術・社会貢献評価数値(発注者別評価 点:主観点)から工事成績評定点を除いた														7	∴選択項目					Δ	:活用可		Δ	0	0
<sup>し</sup> 点数 当該工事箇所の応急仮復旧への協力等	i																							<u> </u>	<u> </u>
その他(*独自項目)	İ			İ			İ	İ																	<u> </u>
企業育成への取組み(JVの場合)				<u> </u> 				<u> </u> 													<u> </u>				
県内(地元)下請け企業の活用							0	0						/							<u> </u>		Δ	0	0
機械保有			1		1									0	0	0			<u> </u>		<u> </u>			 	
府内企業の下請													Δ	0	0	0									i !
府内資材調達(指定資材の府内調達状況	)												Δ	0	0	0		İ							!
雇用(技術職員数の維持〈H18:H21〉)														0	0	0					<u> </u>			!	<del> </del>
県産品の活用(リサイクル製品利用等)							0	0							1						<del> </del>				<u> </u>
減点措置	0	0	0	0	0		1			<u> </u>			0	0	0	0		<del> </del>						<u> </u>	!

総合評価評価項目	0 0 0					和歌	山県		京都	都市		大阪市		堺	市	神戸市		
総合評価方式タイプ	1	2-1	<b>2</b> -2	3-1	3-2	3-3	②(県内)	②(県内外)	4	5	2	3	1	2	3	3	5	3
技術提案	0	0	0	<u> </u>	<u> </u>	   	0	0		 	0		0	0				
施工計画 △は選択			0	0	0	0			0	<u> </u> 	(O)	0		İ	0	0		0
企業の施工能力																		
工事成績評点		0	0	0	0	0		0				0		0	0	0	0	0
表彰		0	0	0	0		〈優良旅	五実績〉			類似工	事の工事			<u> </u>			
有用な新技術		過:	去3年間の	)近畿地整	の表彰		国交省	発注県内コ	事、県発	注工事	成績を含	<b>きむ</b>						
ISO9000又は14001			0	0	0	0	「で工事」	成績80点」	<b>火工の夫</b> だ	<b>惧</b>		0		<u> </u>		0	0	0
経審の主観点数																		
企業の施工実績(同種工事)			<u> </u>		<u> </u>	<del> </del>	工事	費の2%以	上の縮洞	<b>丈実績</b>								
同種・類似工事			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	! !				, ! !		0		0	0			
契約後VEの採用実績						! !	0	0		<u> </u>				 				
工事における事故の有無																		0
  配置予定技術者の能力																		
同種工事の施工経験		0	0	0	0	0	優良施工	L実績又は	優良工事	表彰	0	0		0	0	0	0	0
技術者資格		0		i			12200		0	0	0	0		0	0			0
パ舗装施工管理技術者(As舗装)		<u> </u>	<u>;</u> ;	の施工組	<sup>N</sup> ては現場 <sup>経験も認め</sup>	が代理人	0	/0	04	0		0					<u>!</u> !	<del>                                     </del>
技術者表彰		<u> </u>	<u>;                                    </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0 1	<b>^</b>	工管理技	7				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u> 	
CPD		<u> </u>	<u>;</u> ;	<u>;</u> ;	<u>;</u> ;	<u> </u> 	0	O		O T #				<u>!</u> !	<u> </u>		<u>!</u> !	0
工事成績評点		<u> </u>	i 	<u> </u>	i 		0	0	0	0				<u> </u>				0
<u>・                                   </u>		<del> </del>										0		<u> </u>				
技術提案に対する理解度(ヒアリング)	0	0	0	0	<u> </u>	<u> </u> 				<u> </u>		U		0	<u> </u> 		<u> </u>	
						<u> </u>				j					<u> </u>		<u> </u>	
地域精通度			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>													
本店の所在地				0	0	0	0	0	0	0				<u> </u>		0	0	
地域内工事の実績			! !	0	0	0				! !					! !			
社会貢献・地域貢献						<u>:</u>   				: ! !					: ! ! !			
災害協定の締結			i !	0	0	0	0		0	0					i !	0	0	0
行政機関からの表彰等			<u>.</u>	!	<u>.</u>	i ! !								i !	!			
建災防への加入			1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	  -  -								 	1 1 1			
除雪作業契約の締結や緊急対応等														 				
社会貢献点数 (技術・社会貢献評価数値(発注者別評価 点:主観点)から工事成績評定点を除いた 点数																		
当該工事箇所の応急仮復旧への協力等		! ! !				 	0	0	0	0								
<u></u> ての他(*独自項目)																		
企業育成への取組み(JVの場合)						<u> </u> 	0	0										
県内(地元)下請け企業の活用			<u> </u>	<u> </u> 	<u> </u>	i ! !	JV構成	は 員に同種	工事の施	工実績	1			<u> </u>	<u> </u> 			0
機械保有		<u> </u>	<u>i                                     </u>	<u>i                                     </u>	<u>i                                     </u>	<u>i                                     </u>	を有した	ない者がい	る場合	-	1			<u>;                                    </u>	<u>i                                      </u>			
府内企業の下請			<u> </u> 	<u> </u> 	<u> </u> 	 				<u> </u>	1				<u> </u>			1
			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	 				<u> </u>	1				<u> </u>			1
雇用(技術職員数の維持 <h18:h21>)</h18:h21>						<u> </u>					1							
県産品の活用(リサイクル製品利用等)							0	0	0	0	1							
減点措置			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					1							

#### ※奈良県のタイプ

#### 標準型

- ②-1技術提案+企業の施工能力等
- ②-2技術提案+施工計画(10点)+企業の施工能力等

#### 簡易型

- ③-1施工計画(22点)+企業の施工能力等
- ③-2施工計画(12点)+企業の施工能力等
- ③-3施工計画(8点)+企業の施工能力等

# 3. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- 1) 近畿ブロック発注者協議会における取組み状況
- 2) 自治体の総合評価方式導入状況
- 3) 府県・政令市における入札契約制度の状況
- 4) 各機関における総合評価方式導入状況
- 5) 各機関における入札契約制度の状況
- 6) 近畿地整管内研修への受け入れ状況



平成22年2月8日

近畿ブロック発注者協議会



# 1. 近畿ブロック発注者協議会における取組み状況

## 1. 総合評価方式の導入・拡大

- ◆取組み
- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等
- ◆目標
- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%
- ②府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%

## 2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

- ◆取組み
- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等
- ③各機関及び管内市町村の取り組み状況を発注者の自己評価としてとりまとめ、評価結果を公表 する。
- ◆目標
- ①予定価格等の事後公表への移行促進



# ▶ 2. 自治体の総合評価方式導入状況

#### ■ 近畿管内自治体の総合評価方式の導入状況

◇平成21年度(平成21年12月末時点)の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は11%弱の状況である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

府県別総合評価方式実施状況(近畿)

H21.12末時点

#### 地域別

地整	都道府県名	平成20年度 総合評価方式 実施件数	平成20年度 工事発注件数 <b>※</b>	総合評価 実施率	平成21年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成21年度 総合評価方式 実施件数 (実施)	平成21年度 工事発注件数※ (予定)	総合評価 実施率
		A	В	A/B	A	В	С	B/C
	福井県	137件	2213件	6.2%	150件	138件	2200件	6.3%
	滋賀県	66件	1079件	6.1%	200件	190件	1000件	19.0%
	京都府	52件	1564件	3.3%	100件	155件	1600件	9.7%
	大阪府	171件	1701件	10.1%	147件	144件	1700件	8.5%
	兵庫県	114件	2021件	5.6%	200件	186件	2000件	9.3%
	奈良県	179件	1069件	16.7%	237件	213件	1100件	19.4%
近畿	和歌山県	284件	1704件	16.7%	400件	378件	1700件	22.2%
	府県小計	1003件	11351件	8.8%	1434件	1404件	11300件	12.4%
	京都市	20件	538件	3.7%	40件	52件	517件	10.1%
	大阪市	8件	1052件	0.8%	8件	8件	1055件	0.8%
	堺市	11件	461件	2.4%	22件	22件	450件	4.9%
	神戸市	16件	1080件	1.5%	20件	10件	860件	1.2%
	政令市小計	55件	3131件	1.8%	90件	92件	2882件	3.2%
	近畿計	1058件	14482件	7.3%	1524件	1496件	14182件	10.5%



# 2. 自治体の総合評価方式導入状況

### ■ 近畿管内自治体の総合評価方式の導入状況

◇平成21年度の近畿地方の市町村(7府県計:222市町村)における総合評価導入率は平成21年 12月末時点で68%(151市町村)で、全国平均の51%(平成20年度)を大きく上回っている。 ◇特徴としては、地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況

H21. 12月末現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

			平成19年月	<b></b>		平成20年度	F Z	平成21年	度実施済み(	12月末時点)
地整	都道府 県名	都道府県内	うち総合評価	区市町村総合評価	都道府県内	うち総合評価道	区市町村総合評価 導入割合	都道府県内	うち総合評価道	区市町村総合評価
	水石 	区 田 町 村 数	区 市 町 村 数 ( B ) ※	(C = B / A)	区市町村数( A)	区 市 町 村 数 ( B ) ※	$(C - B / \Lambda)$	区 市 町 村 数 ( A )	区市町村数	導 入 割 合 (C = B / A)
	福 井 県	17	14	82%	17	16	94%	17	16	94%
	滋賀県	26	21	81%	26	22	85%	26	22	85%
	京都府	26	5	19%	26	7	27%	26	7	27%
	大 阪 府	43	6	14%	43	11	26%	43	12	28%
近畿	兵 庫 県	41	20	49%	41	27	66%	41	29	71%
	奈 良 県	39	14	36%	39	30	77%	39	35	90%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%	30	30	100%
	近畿管内	222	110	50%	222	143	64%	222	151	68%
全国	国合計	1816	535	29%	1805	925	<u>51%</u>			



# ≥3. 府県・政令市における入札契約制度の状況

## ■ 近畿管内<府県>の状況

H21. 12末時点

			低入札	対策			n + (+ + m)	
	1 1 47 小字标准加	低入	札調査	最低	制限価格		公表(事前or事後)	
都道府県名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式	予定価格	調査基準価格	最低制限価格
福井県	検討中	2億円超	新公契連モデル(H21.4 公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導入	1億円以上(土木一 式、建築一式)	非公表	左記以外	非公表	7/1より一部事後へ 移行	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	H21.12末まで、旧公契 連モデル (H22.1.4より、新公契連 モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億円以上 建築一式3.5億円以上	旧々公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	12/1より一部案件で 事後公表を試行	12/1より一部案件で事 後公表を試行	12/1より一部案件で事後公表を試行
兵庫県	WTO対象工事で導入	5億円以上	旧公契連モデル(H20.6 公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	・WTO対象工事で導入 ・7億円以上の工事 (H22.4~)で導入予定	5千万円以上	新公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	他発注者の動向をふまえ検討	1億円以上	新公契連モデル	左記以外	※H21.12.1公告分の建設工事から適用。 (直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



# ≥3. 府県・政令市における入札契約制度の状況

## ■ 近畿管内<政令市>の状況

H21. 12末時点

			低入村	」対策			() ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
	3 41 -727 (3045445/11/2)II	低入	札調査	最低符	制限価格		公表(事前or事後)	
都道府県名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式	予定価格	調査基準価格	最低制限価格
京都市	4億円以上の市議会 案件	5千万円超	公契連モデル	5千万円以下	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	1億円以上	旧公契連モデル	1億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	導入予定なし	6千万円以上	旧公契連モデル	250万円超6千万円 未満	(直接工事費×0.95+ 共通仮設費×0.9+現 場管理費×0.6+一般 管理費×0.3)-α1 ただし、下限は予定価格の75%、上限は予定価格の85%-α2 (α1、α2=0円~ 50,000円の範囲内で無 作為に抽出した金額)	事前	事後	事後
神戸市	研究中	予定価格5億円以上o r総合評価適用案件 (総合評価は調査失格 基準価格を設定) ※H22.1.1~変更	旧公契連モデル	予定価格5億円未満 ※H22.1.1~変更	調査基準価格と同じ	事前 (WTO案件は事後)	事後	事後



# 府県・政令市における入札契約制度の状況

## 新聞記事

#### 12月22日(京都府より提供)

で低入札調査基準価格の水準を を大きなが、1億円以上を対象となる。 では、1億円以上でが、66~20 を大きなが、1億円以上を対象となる。 で必要」としていたが、66~20 を大きなが、1億円はでの労働では、1億円以上を対象となる。 で必要」としていたが、66~20 を対象となる。 で必要」としていたが、20 での労働では、20 での対象となる。 でのがのが、 での対象となる。 での対象となる。 での対象となる。 での対象となる。 での対象となる。 での対象となる。 でのがののは、 でのがののは、 でのがのが、 でのがのが、 でのがのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのない、 公共工事制限価格上げ 〈朝日〉

# 来月から新基準 府、公共工事入札見直し

発表した。最低制限価格の算 新しい基準などを適用すると 府は21日、来年1月4日から について見直しを進めていた 公共工事の入札・契約制度 | 範囲を、70~90%に引き上げ

事実績が滅点される。 負わせる。 を明記させ、指導する義務を %に引き上げている。 や最低賃金法などの法令順守 約の際、契約書に労働基準法 境悪化を防ぐため、落札業者 に対して、下請け業者との契 また、下請け業者の労働環 下請け業者が守っ

め、現場管理費を6%から70

いが、安全面を強化するた 事費は現行の5%で変わりな る。基準の内訳では、直接工

討委員会の意見を踏まえた。 図るのが狙い。府公共調達検

事の品質や安全管理の確保を

業者に対する適切な労働環境

定基準の引き上げと、下請け

確保の義務づけの2点で、工

分の2から85%という現行の

算定基準は、予定価格の3

で、予定価格に占める価格(同正億円以上) 入札の制限価格 %に引き上げると発表 施するため導入してい工事の適正な入札を実 ら適用する。 象)と低入札調査基準 価格1億円未満が対 る最低制限価格(予定 した。来年1月4日か の2~8%から70~90 設定範囲を従来の3分 最大90%に上げ 国のモデル基準が見一強化する。 京都府は21日、公共 府、4日から ど、ダンピング防止や 契約書に労働関係法令 るほか、下請けと結ぶ た業者は指名停止とす 査資料を提出しなかっ 対象の低入札調査で調 げ、従業員の待遇改善 範囲の算定基準も、現 直されたためで、設定 労働環境保全の対策も の項目を明記させるな に結びつける。 60%から70%に引き上 管理費の割合を従来の 厚生費などを含む現場 場監督者の給与や福利 1億円以上の工事が



# 3. 府県・政令市における入札契約制度の状況

## ◆新聞記事

#### 7月17日 建通新聞(大阪府より提供)

2009年 (平成21年) 第4843号



DIGITAL 建設ニュース/新製品情報/入札状況

www.kentsu.co.jp/



日刊(土、日、祝休日休刊) 1989年(平成元年) 5月29日第三種郵便物認可

# **☆阪府内 門真など4市町**

ど府下の4市町が2009年度 のが、07年度には大阪市、 下15市町が総合評価の実績 大津市、河南町、柏原市、 を持つことになるが、府内 島本町、箕面市が加わり、 市町村の実施率は35%にと 1府11市町となった。 どまる。国土交通省は管内 の積極的取り組みが期待さ れる(関連記事を11面に掲 込む。 載)。

府発注者協議会」に現状を 示すために調査した。

実施実績は、06年度に大阪 目標80%を掲げている。

大阪府の調べで門真市な 府と寝屋川市だけだったも に初の総合評価方式による 堺市、高槻市、枚方市、大 入札を予定していることが 東市が加わり1府6市とな 分かった。これにより、府った。さらに08年度には泉

09年度に新規実施を予定 市町村の導入率の目標を80 しているのは能勢町、門真 %に置いており、なお一層 市、東大阪市、岸和田市の 4市町。各1件の実施を見

国交省近畿地方整備局管 内の府県では、大阪府内市 新たに設置された「大阪 町村の実施率が最も低く (08年度26%)、全国平均 (51%) の半分。同局は本 府下自治体での総合評価 年度の管内市町村の導入率

評価実施予定を含む〉	(過年度導	入市町村
自治体名	総合評価 実施予定 件数	全体発注 予定件数
大阪府	137	1,700
大阪市	8	503
堺市	20	470
高槻市	3	350
枚方市	4	230
大東市	0	100
<b>寝屋川市</b>	0	141
泉大津市	4	50
河南町	1	30
柏原市	4	29
島本町	1	13
箕面市	1	66
能勢町	1	29
門真市	1	41
東大阪市	1	200
岸和田市 :	1	108
実施実績の ある市町村数	157	方倒了 
導入率(全43 市町村)	35	5%

大阪府下自治体の2009年度総合



# ≥ 4. 各機関における総合評価方式導入状況

## ■ 各機関における総合評価導入状況

機関名	公共工事の入札方式 (平成22年4月1日現在)	平成21年度総合評価落札方式 の導入状況	平成21年度 総合評価方 式実施件数	平成21年度 工事発注件 数	総合評価実 施率	平成22年度総合評価落 札方式の実施目標
	(17,30=17,711=30)		А	В	A/B	



# ≥ 5. 各機関における入札契約制度の状況

■ 各機関における入札契約制度の状況

			低入村	 礼対策		2	公表(事前or事後	)
機関名	入札ボンド実施状 況(今後の導入見	低入村	<b>礼調査</b>	最低制	限価格			
	通し)	対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式	予定価格	調査基準価格	最低制限価格



# 6. 近畿地整管内研修への受け入れ状況

◆管内研修への自治体等受け入れ状況 平成21年度の管内研修22コース(技術調査課担当)のうち、14コースについて受け入れを実施し、 17機関より40名が参加。

外部研修生受け入れ状況

	71日時間19工文17人46人人	福	淡	京	大	兵	奈	和	京	大	堺	神	大	福	向	明	水	阪	合
	機関名	井					· 良	歌	亦都	阪	9)r	戸	津		, .	石	資源	神	
	研修名	県	県	府	府	県	県	山県	市	市	市	市	市	市	市	市	機構	高速	計
1	施工監督						1						1						2
2	検査技術	1																	1
	橋梁技術	1			1		1	1		1	1								6
3	電気通信技術 (電気)		1															2	3
	新工法・新技術						1	1	1										3
	コミュニケーション					1													1
	広域計画					1	1			1		1							4
	道路管理	1			1		1	1	1	1					1				7
	河川技術 (上級)						1												1
	建築技術(建築技術)			1								1		1					3
	地域づくり						1	1		1							1		4
	ダム・砂防	1					1												2
	河川管理								1										1
	良好な景観形成										1					1			2
	合 計 (14コース)	4	1	1	2	2	8	4	3	4	2	2	1	1	1	1	1	2	40

- ◆品質確保に関する研修内容
  - ①施工監督研修
    - •品確法と入札契約制度
    - ・近畿地整における公共工事の品質 確保等に係る取組み強化対策
  - ②検査技術研修
    - •品確法と入札契約制度
    - ・ダンピング対策
    - 総合評価方式におけるオーバー スペック対策
  - ③電気通信技術(電気)研修
    - 品確法と入札契約制度
  - 4新工法·新技術研修
    - ・品確法と入札契約制度

# 近畿地方整備局における総合評価方式の 実施状況について

- 1. 平成21年度総合評価落札方式実施結果
- 2.施工体制の実施と落札率の変化
- 3. 低入札及び不調・不落の発生状況
- 4.総合評価の新たな取り組みの試行状況
- 5.総合評価方式の改善の方向性
- 6.業務における品質確保の取り組み



平成22年2月8日

近畿地方整備局



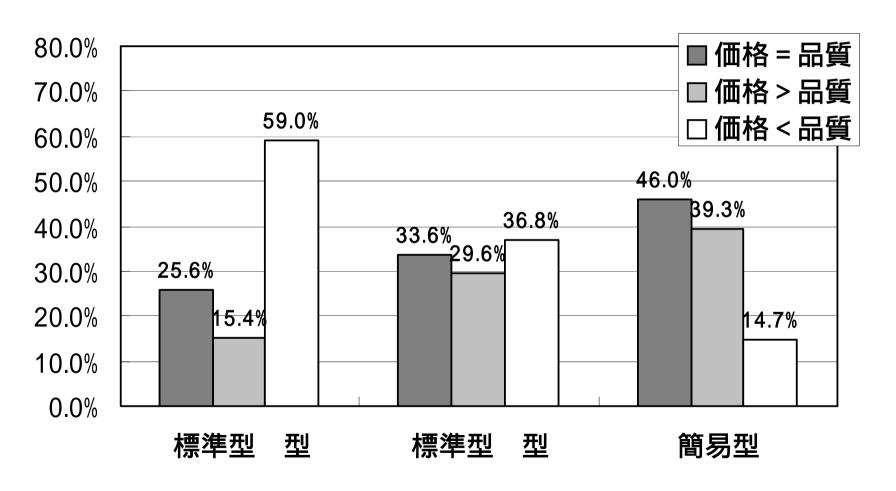
## 平成14年度~平成21年度 総合評価実施状況

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H21
総合評価件数	82	97	55	123	693	1,235	1,368	769
総合評価金額 (百万円)	56,700	100,200	68,300	82,300	151,600	235,896	276,956	97,694
総合評価実施率 (金額ペース、%)	26.4	31.8	30.7	41.5	88.8	99.6	99.9	99.9

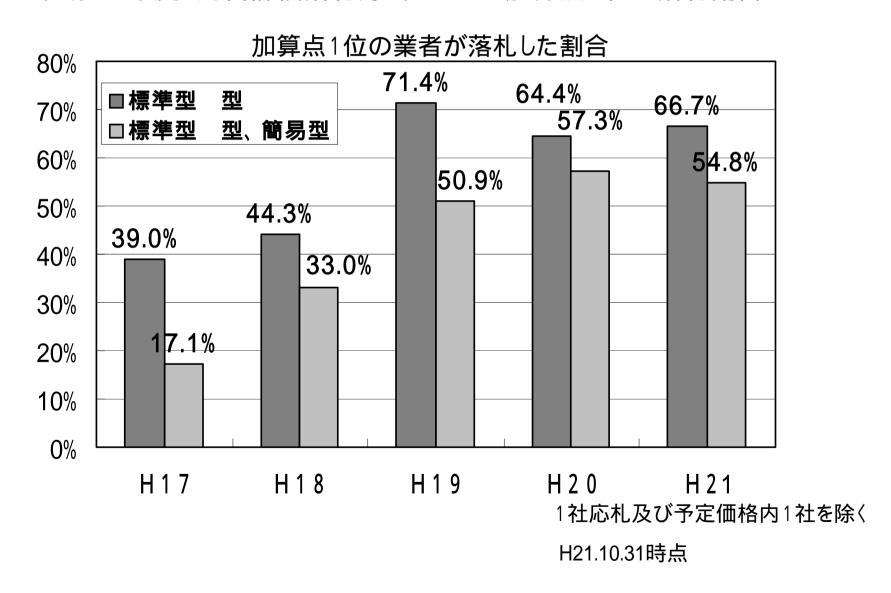
随意契約除〈

H21.10.31時点

平成21年度 総合評価落札方式タイプ別落札者の 品質(加算点)と価格について



平成21年度 総合評価落札方式における加算点1位の落札割合

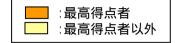




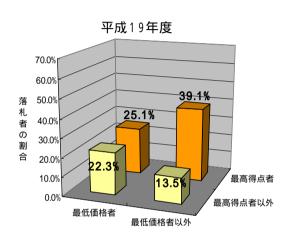
# 余 白

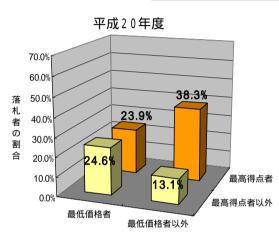


## 総合評価落札方式(標準型)における落札割合(全国比較)

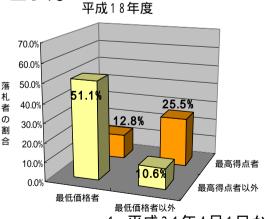


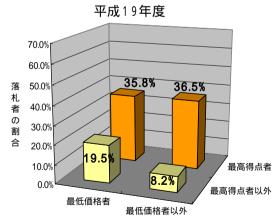


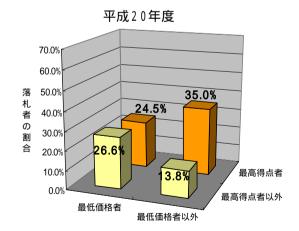




近畿



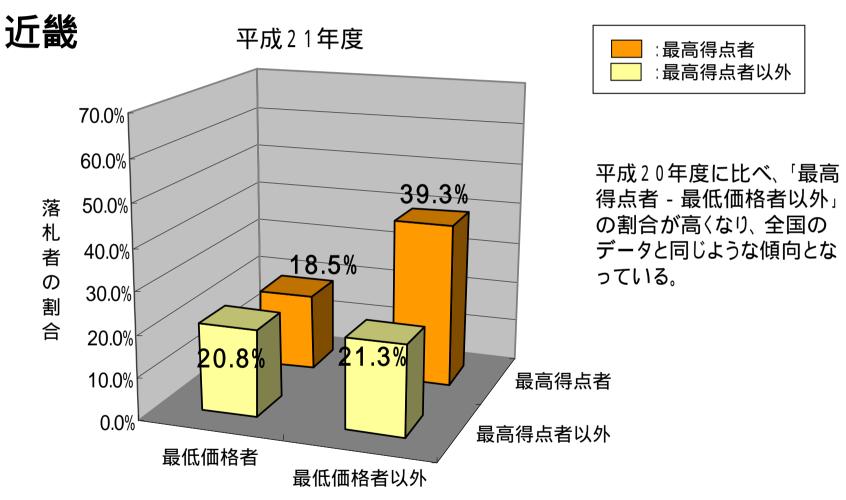




- 1 平成21年4月1日から10月31日の間に契約締結した工事が対象
- 2 全国との比較のため、主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)としている
- 3 全国との比較のため、平成20年度は(標準型 型+標準型 型)を標準型としている
- 4 1者応札、予定価格内応札者1者は除く



## 平成21年度総合評価落札方式(標準型)における落札割合

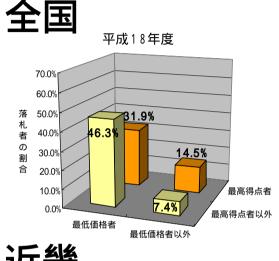


- 1 平成21年4月1日から10月31日の間に契約締結した工事が対象
- 2 全国との比較のため、主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)としている
- 3 全国との比較のため、(標準型 型+標準型 型)を標準型としている
- 4 1者応札、予定価格内応札者1者は除く

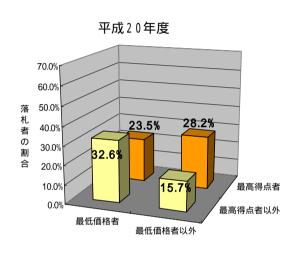


## 総合評価落札方式(簡易型)における落札割合(全国比較)

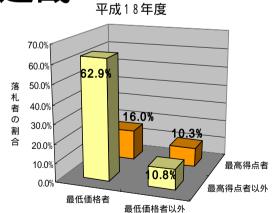
□ :最高得点者□ :最高得点者以外

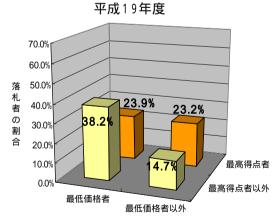


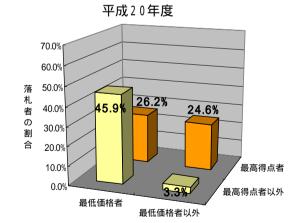




# 近畿



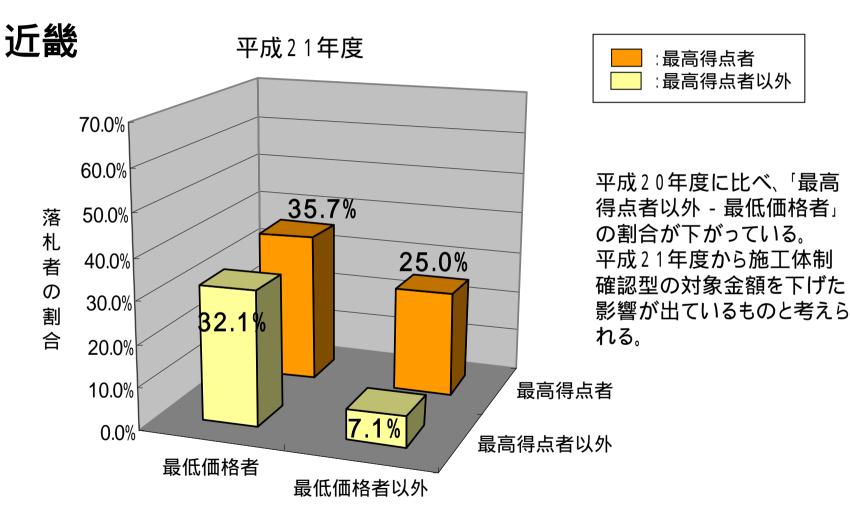




- 1 平成21年4月1日から10月31日の間に契約締結した工事が対象
- 2 全国との比較のため、主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)としている
- 3 全国との比較のため、平成19年度は(簡易型 型+ 型+ 型)を簡易型としている
- 4 1者応札、予定価格内応札者1者は除く



## 平成21年度総合評価落札方式(簡易型)における落札割合



- 1 平成21年4月1日から10月31日の間に契約締結した工事が対象
- 2 全国との比較のため、主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)としている
- 3 1者応札、予定価格内応札者1者は除く

# 2. 施工体制の実施と落札率の変化



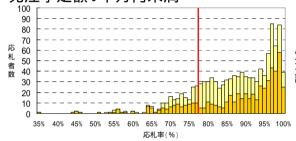


## 施工体制確認型の実施と落札率の変化

平成21年度から施工体制確認型の適用を発注予定額1億円以上から6千万円以上に引き下げた。その結果、平成20年度に比べ新たに適用された範囲では応札率(平均)で2.7%、落札率(平均)で2.1%高〈なり、調査 基準価格を下回る価格での応札が減少している。

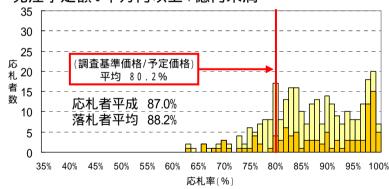
【平成20年度】

#### <発注予定額6千万円未満>

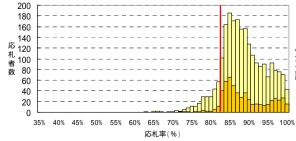


応札者平成 87.0% 落札者平均 88.1% 調査基準価格/予定価格平均 77.5%

#### <発注予定額6千万円以上1億円未満>



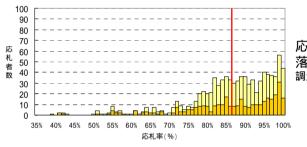
#### <発注予定額1億円以上>



応札者平成 88.6% 落札者平均 88.9% 調査基準価格 / 予定価格平均 82.6%

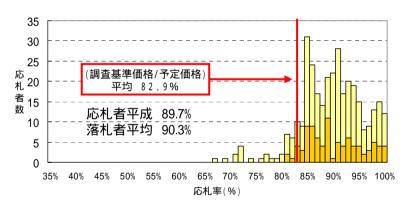
#### 【平成21年度】

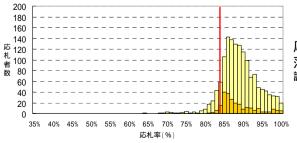
#### 応札者平均は予定価格超過を除いた値



応札者平成 86.7% 落札者平均 86.3% 調査基準価格/予定価格平均 81.7%

:落札者 :非落札者





応札者平成 89.1% 落札者平均 88.6% 調査基準価格 / 予定価格平均 83.8%

## 3. 低入札及び不調・不落の発生状況



## 平成21年度工事の低入札の状況

### 近畿地整の低入札の現状

平成18年度から平成21年度(H21.10.31まで)までの発注件数に占める低入札の状況

(H21.10.31現在)

年度	平	成18	年度	平	成19	年度	平	成20	年度	平	成21:	年度
予定価格	低件		全体 件数		入 数	全体 件数	低 件		全体 件数	低件		全体 件数
7.2億円以上	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	18
3.0億円以上7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	17
2.0億円以上3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	0	0%	73
1.0億円以上2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	3	2%	176
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	5	4%	125
1.0念门水闸										71	21%	342
計	257	20%	1299	99	8%	1251	129	10%	1336	79	11%	751

平成21年度の1.0億円未満の件数は、上段に6000万円以上1.0億円未満、下段に6000万円未満の件数を表記



## 平成21年度工事の不調・不落の状況

平成21年度上半期における不調・不落件数は全体で96件発生している。

(H21.9.30時点)

						$(1121.0.0040 \frac{1}{1.000})$	
工事種別	不落件	‡数	不調	件数	発注件数	不調・不落の	
工事作的	件数	件数 発生率 件数 多		発生率	元江下鉄	発生率	
一般土木	5	3.4%	15	10.3%	146	13.7%	
AS舗装	1	3.4%	3	10.3%	29	13.8%	
鋼橋上部	0	0.0%	6	50.0%	12	50.0%	
建築	0	0.0%	1	3.0%	33	3.0%	
電気設備	1	7.1%	0	0.0%	14	7.1%	
暖冷房衛生設備	0	0.0%	3	50.0%	6	50.0%	
PC	1	10.0%	0	0.0%	10	10.0%	
法面処理	0	0.0%	1	10.0%	10	10.0%	
塗装	0	0.0%	2	15.4%	13	15.4%	
維持修繕	10	4.4%	28	12.4%	226	16.8%	
機械設備	2	5.9%	3	8.8%	34	14.7%	
通信設備	2	4.2%	12	25.0%	48	29.2%	
計	22	3.8%	74	12.7%	581	16.5%	

工種は、不調・不落の発生工種について抜粋記載

不落 : 応札価格と予定価格が合わなかった工事

不調: 応募が無い、入札辞退等により開札に至らなかった工事

## 4.総合評価の新たな取り組みの試行について





### 地元企業活用審査型総合評価方式について

#### 地元企業活用審査型総合評価方式の試行

公共事業のうち、特に大規模工事については、大手ゼネコンが受注し、その下請業者として過去から取引のある会社を使用することが多くみられるが、災害対応、維持管理などを担うのは、地場の優良企業であり、また、地方の基幹産業として建設業を活性化させていく必要がある。そこで、地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、地元企業の下請け比率、下請けの企業実績を求めて評価する「地元企業活用審査型総合評価方式」を試行する。

#### 【概要】

#### (1)対象工事(WTO対象工事除()

一般土木A、Bランク業者は、全国的に活動している者が多く、実態としてほとんどの場合下請けを使って工事を施工しているので、一般土木A、Bランク工事を対象として試行する。

なお、専門工事が主となる工事については対象としない。

#### (2)評価項目

地元企業(施工府県に本店を有する企業)活用評価 項目として下記を設定。

<u>地元企業活用比率</u> 地元一次下請け企業の工事成績

なお、**評価の対象とする下請け企業は、1次下請業者**とする。ただし、**元請けが施工府県に本店を有する場合は、元請けの施工比率も評価対象**とする。

施工体制(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性) 技術提案または施工計画 企業の施工能力等

#### (3)配点割合

下記を標準とする(標準型総合評価方式の場合)。

標準点 100点	評価点	加算点 最大60点			
(施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)	30点 施工体制	地元企業最大10点	技術提案 24点	企業の 施工能力等 16点	

#### (4)地元企業評価項目の評価方法

- 1)提出を求める資料
- ・地元企業活用比率(一次下請け比率の合計)
- ・地元一次下請け企業の工事成績



## 地元企業活用審査型総合評価方式について

#### 2)評価方法

#### 地元企業活用比率

県内に本店を置く建設業の許可を有する企業で、本工事にて一次下請けとして建設工事の契約を予定する企業の会社名・予定する下請け比率等を提出し、その地元一次下請け比率の合計が入札金額に対して10%以上25%未満に1点、25%以上40%未満の場合に3点、40%以上の場合に5点加算する。

なお、下請け企業が未定・未提出の場合は、加 点しない。

#### 地元一次下請け企業の工事成績

県内に本店を置く建設業の許可を有する企業において、本工事にて一次下請けとして建設工事の契約を予定する企業のうち、予定する下請け比率が入札金額に対して10%以上の企業全てについて、元請けとして国土交通省又は府県の実績を有している場合に評価し、最大5点加算する。

なお、下請け企業が未定・未提出の場合は、加点しない。

#### (5)評価項目及び加算点の標準事例

(標準型 型 試行例)

評価の視点		評価項目	加算点
	地元企業 評価点	地元企業下請比率	5
加算点	(最大10点)	一時下請企業の工事成績評定	5
(最大50点)	技術提案		2 4
	企業の 施工能力等		1 6
施工体制評価点		品質確保の実効性	1 5
		施工体制の確実性	1 5
	合	計	8 0

国土交通省の実績が有る場合は、過去2年間の平均点を評価。 国土交通省の実績が無い場合は、府県発注工事の前年度平均点を評価。

#### (6)その他

地元一次下請企業は施工府県に本店を有し、建設業法に基づく 当該工種での建設業許可を受けている企業を対象とする。

#### 【試行実績】

#### 現在までに10件試行

平成20年度 一般土木 3件 平成21年度 一般土木 7件



## 地元企業活用審査型総合評価方式について

### 地元企業活用審査型総合評価方式の試行実施状況

年度	公告日	件名	工種	入札日	総合評価	地元地域	手続き状況
H 2 0	平成20年 10月29日	近畿自動車道紀勢線田野井地区工事用道路工事	一般土木B	平成21年 1月26日	標準型 型	和歌山県	契約済
	平成20年 11月 5日	紀北東道路弁天谷川橋下部外工事	一般土木B	平成21年 2月16日	標準型 型	和歌山県	契約済
	平成20年 11月14日	中郷地区築堤他工事	一般土木B	平成21年 2月17日	標準型 型	兵庫県	契約済
H 2 1	平成21年 5月19日	六十谷合口取水口建設(その2)工事	一般土木 B	平成21年 7月21日	標準型 型	和歌山県	契約済
	平成21年 8月11日	下市地区下流部低水護岸工事	一般土木B	平成21年 9月24日	標準型 型	福井県	契約済
	平成21年 11月13日	岩井地区土砂受入地調整池整備工事	一般土木B	平成22年 2月10日	標準型 型	兵庫県	手続中
	平成21年 11月17日	大和御所道路居伝高架橋下部工事	一般土木B	平成22年 2月12日	標準型 型	奈良県	手続中
	平成21年 11月27日	矢渕地区高潮堤整備その6工事	一般土木 B又はC	平成22年 2月15日	標準型 型	和歌山県 三重県	手続中
	平成21年 12月11日	中角地区中流部低水護岸工事	一般土木B	平成22年 2月 9日	標準型 型	福井県	手続中
	平成21年 12月11日	中山地区築堤護岸工事	一般土木B	平成22年 2月12日	標準型 型	京都府	手続中

平成22年1月現在、5件試行工事として手続中 和歌山県·兵庫県·福井県·奈良県·京都府·三重県の各府県で実施



## CO2削減の取り組みに関する総合評価

### 1) C O 2 削減の評価について

### 【 CO2評価の実施と課題 】

今般の地球温暖化対策として、CO2排出削減が社会的な重要性が高まってきたため、 近畿地方整備局において総合評価項目としてCO2排出削減の工夫を評価対象とし、 取り組んできたが、評価のレベル、確認方法についてどうするのかという課題が浮か び上がってきた。



### 評価の方法

評価の前提 CO2をダイレクトに評価 定量的なものについて評価 評価後に現地で確認できること 評価のツールとして建設機械を評価 NOx、PM等

建設機械による環境対策全般を評価する



## CO2削減の取り組みに関する総合評価

### 2)CO2削減の評価方法

### 最新の排出ガス規制適合建設機械使用による大気環境対策を評価

第3次排出ガス対策型建設機械の使用指定をH18より開始(従来対策型の使用も可) NOx、PM等の排出を低減し大気環境改善に寄与 (排出総量のうち建設機械はNOxで20%、PMで10%程度を占めている)

> 第3次排出がA対策型建設機械の使用を評価することにより、 環境によりやさしい建設機械の普及を推進する。

### 低燃費によりCO2削減効果のある建設機械の使用を定量的に評価

主要な建設機械について、従前機種に比べて低燃費である 建設機械の使用を評価する。

- ・省エネ機構の搭載が明らかなバックホウの使用を評価する。
- ・カタログ等に低燃費であることが記載されている機械を評価する。
- 例) バックホウ。ブルドーザ。ホイルローダ、クレーン車。発々。ローラ等

## **● CO2削減の取り組みに関する総合評価**

### CO2削減に資する評価方針

- ・主たる工種における主要建設機械を使用すれば加点評価することとし、 提案時は使用可否の選択のみ求める
- ・項目は、工事規模等によってまたはを選択 大気環境対策 + CO2排出量削減 大気環境のみ

	小項目詳細	評価の着目点	評価の基準
ħ.	主たる工種の主要建設 機械に関する大気環境 対策の工夫	. — •	評価の着目点について提案すること。 評価については、主たる工種の主要建設機械 の使用可否によって2段階で評価する。



## CO2削減の取り組みに関する総合評価

### 4)今年度に実施した工種別件数と評価した建設機械一覧

(平成21年12月時点)

<b>工</b> 獲	工事	提案			大気環境対策			CO2削減対策
工種	件数	者数			評価した主な建設機械	評価	<b>香数</b>	評価した主な建設機械
トンネル	5	111	101	(91.0%)	・バックホウ・ホイールローダ ・ブルドーザ・ブレーカ・エレクター付 吹付機・振動ローラ・ドリルジャンボ	95	(85.6%)	・バックホウ・コンクリートポンプ ・ホイールローダ タイヤローラ・・ず り積込機
P C	12	141	60	(42.6%)	・ラフタークレーン・ホイールクレーン・ブルドーザ ・トラッククレーン・クローラクレーン	14	(9.9%)	・コンクリートポンプ・ラフタークレーン・クライミングクレーン
維持修繕	1	4	0	(0.0%)	-	0	(0.0%)	-
網橋	7	116	35	(30.2%)	・ラフタークレーン・クローラクレー ン・ブルドーザ	11	(9.5%)	・ラフタークレーン・パックホウ ・ホイールクレーン・クローラクレーン
築堤護岸	1	6	4	(66.7%)	・バックホウ・自走式土質改良機	3	(50.0%)	・バックホウ
改良	2	50	40	(80.0%)	・バックホウ・ブルドーザ ・振動ローラ・タイヤローラ・ラフター クレーン・地盤改良機	36	(72.0%)	・バックホウ・ディーゼルエンジン溶接機 ・ブルドーザ
異工種 (橋梁上下部)	2	22	20	(90.9%)	・クローラクレーン・ブルドーザ ・バックホウ・振動ローラ・ラフターク レーン	12	(54.5%)	・パックホウ



### 現場従事技能者の評価

・施工現場の生産性向上 ・建設生産物の品質確保 上記を目的に基幹技能者を評価

### 基幹技能者とは

現場施工における**十分な経験** 

- 上級の職長として技術者及び他の職長との調整能力
- 一般の技能者に対する施工管理・指導能力
- 上記に優れ、建設生産現場において要となる技能者

### 基幹技能者制度

平成9年から民間(専門工事業団体)の資格制度として整備開始 (制度運用団体:21職種28団体、有資格者:19,337名 (H21.9.30現在)) 平成20年4月1日建設業法施行規則改正

登録基幹技能者:大臣登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者

登録基幹技能者は、経営事項審査において加点評価(3点)

登録基幹技能者講習実施機関:23職種30団体(H21.9.30現在)

登録基幹技能者数15,086名(H21.9.30現在)



### 基幹技能者の意義・役割

品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、施工現場に 従事する技能労働者の中核をなす職長等の果たす役割が重要。

職長等を中心とした技能労働者の中から、

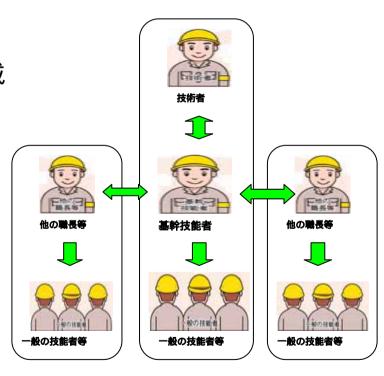
施工方法等の提案・調整

適切な人員配置、作業方法、手順等の構成

一般の技能者の施工に係る指示、指導

前工程・後工程の連絡調整

を行うことのできる者を「基幹技能者」 として位置づけ、その確保・育成・活用 を促進することにより、施工現場の 生産性の向上・建設生産物の品質の 確保を図る。



### 国土交通省の取組

基幹技能者の活用や基幹技能者及び基幹技能者を確保·育成する企業が評価される環境整備に向けた取組を実施。

### 総合評価方式等導入支援事業の拡充(平成21年度)

基幹技能者の配置を評価項目として位置付け、当該基幹技能者の 活用効果を検証する地方公共団体に対して支援を実施。

直轄工事においては、専門工事審査型総合評価落札方式で試行を検討中。

<試行事例>

中部地方整備局 現場作業品質確保の確実性を評価

\*評価項目:「現場従事技術者の技術力」

\*選定の着目点:「登録基幹技能者有資格者の配置」

長崎県では、21年度より基幹技能者の活用を本格的に導入済み。



### 近畿地方整備局の取組み

総合評価方式の標準 型(WTO除く)で試行

### <標準 型>

評価項目:現場従事技能者の能力(企業の施工能力等に追加)

評価基準:基幹技能者の有資格者を評価

配 点 : 登録基幹技能者 1点、基幹技能者 0.5点 最大2点

### 評価の考え方

<u>案1.発注者が予め配置を求める工種を限定し、対象基幹技能者を明示</u>

案2.競争参加者が配置する工種を任意で選択

1工種1名でも配置すれば加点、複数配置は累積するが最大加点は2点ただし、同一工種で複数名提案の場合は、1名のみ高位で評価する。 下請企業(専門工事業者)と「直接的かつ恒常的な雇用関係」を条件。



### 基幹技能者活用事例 < 長崎県 >

2 1 建企第 7 9 号 平成 2 1 年 4 月 2 4 日

(社)長崎県建設業協会 (社)長崎県中小建設業協会 (社)長崎県造園建設業協会 (社)長崎県工務店連合会 (社)長崎県下水道建設業協会 (社)長崎県下水道建設業協会 (社)長崎県藤濱漁港建設業協会

会長 様

(社)長崎県建造物解体工業会(社)長崎県トンネル協会

長崎県十木部 建設企画課長

基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて (通知)

総合評価落札方式において、落札者が技術資料に「基幹技能者の配置」を行うことを誓約している場合の工事実施段階での取り扱いについて、別紙のように定めましたので通知します。

担当:建設企画課 総合評価班 TEL:095-894-3029

### 【工事実施段階での取扱い】

施工計画書提出時

- ·基幹技能者の資格から1種類1名以上 選択し、施工計画書に反映
- ·基幹技能者を配置する作業内容と従事期間(予定)を明記
- 施工途中の変更は可能 施工計画書記載項目
- ・選択した資格名称
- ・基幹技能者の氏名、認定番号、認定証写し
- ・基幹技能者の所属企業名
- ・基幹技能者を配置する作業内容、施工範囲
- ・基幹技能者を配置する期間

#### 履行確認

- ・施工計画書、作業手順書等へのサイン・押印
- ・基幹技能者名による指示書等の確認
- ・監督職員による行為の現場確認
- ・安全日誌・日報等による従事の確認



経審加点の対象に

本語学技術学は第門丁事 基幹技術学は第門丁事 基幹技術学は第門丁事 基幹技術学は第門丁事 を正理会の の加点対象となったが、 の加点対象となったが、 **4カ所程度でモデル工事** 

5000人によりまって 36年2月時点で登録手続

だだる

### 基幹技能者

試国 交 行省 自治体工

所理度でモデル工事を実施する。自治体工事で基幹技能者の活用を接押しンティブとしたい考え。製造所属の発注工事を中心に、如年度は金属4カンティブとしたい考え。製造所属の発注工事を中心に、如年度は金属4カ 行する。運用の詳細は発生者の判断に任けるが、元請会社が申請する証幹め、工事への基幹技能者の配置予定に加点を行う総合胚地方式の入礼を試め、工事への基幹技能者の配置予定に加点を行う総合胚地方式の入礼を試 することで、現場の生産性向上や路工品質・安全の確保につなげる。 技能者の配置予定人数に応じて加点するなどし、基幹技能者活用のインセ 、地方自治体の発往工事で拡発技能者の積極活用を促すた

は発注者・元請双方が受 | 下請会社の難を配置する

一定、配置予定の基幹技能で、 ・ 大学ル工事の実施業務 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた。 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた。 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた。 ・ 大学ル工事のまた、 ・ 大学ル工事のまた。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事のなる。 ・ 大学ル工事を ・ 大学ル工事のな

# 基 圧接基幹技能者 播樂基幹技能者 電気工事基幹技能者

者の責格を取得している者の経者の責格を取得するものと見られる。
となったのは、すでに基幹技能者の仕組みが機能された中で問題となったのは、すでに基幹技能者の仕組みが機能された中で問題 (社) 日本概算建設協会 プレストレスト・コンクリート工事業協会 (社) 日本機械土工協会 (社) 全国鉄筋工事業協会 (社) 日本建設大工工事業協会 型枠基幹技能者 (社) 日本空間衛生工事業協会 全国管工事業協同組合連合会 日本トンネル専門工事業協会 左官基幹技能者 コンクリート圧选基幹技能者 建設债務基幹技能者 (社) 日本左官業組合連合会 (社) 合図コンクリート圧送事業団体連合会

改正建設家法で秘密加点の対象となるまでは「〇〇(機)等。 奈大体るまでは「〇〇(機)等) 奈大体るまでは「〇〇(機)等) 奈大体もまでは「〇〇(機)等) 奈大体をから大小型である。 際定して、大が、経費加受級 原にして、大が、経費加受級 にして、大学校連合は、大学校連合は、大学校連合は、「一条です。 であたり、受料した実校連合は、「一条できると、 を表体が表が表する。とない、 を表体が表が表する。とない、 を表体が表が表する。とない、 を表体が表が表する。とない、 を表体が表が表する。とない、 を表体が表が表する。とない、 を表体が表が、 でいる。 でいる

能

者

幹 技

(社)全国防水工事協会 (社)日本海上起重技術協会

経籍加点は、東門工事架下あっても、工事会所がレーラを出するが、大がある職性・企業にはノリットはあったないから、からないを表している。 ある役は関係の全難にしては基本をしているを表している。 ある役は関係の全難に 1 延 をしているを表していないから、 ある役は関係の全難に 1 反対 1 である役は関係の企業は 1 反対 1 である。 ある役は関係の企業は 1 反対 1 である人はいから 1 であるが、 1

活 用策不 山

能力評価の正当性は?

A結果は来年2月に家とめる予公会で概要を報告、最終的な順

分別会にはこのほか、※年4月までに新しい基幹技能者ガイドブックの発刊や、現在の基幹技能者ガータペースをよりわかりやすくするなどの様生も行うことも検討している。

認知、地位向上へ

H20.12.5日刊建設工業新聞

H21.4.23日刊建設工業新聞

## 5.総合評価方式の改善の方向性





# 総合評価方式の課題【工事】

・透明性・公平性の確保

・手続き負担の簡素化

上記課題を踏まえ改善の検討。



## 総合評価方式の改善の方向性

## 透明性・公平性の確保

### \*技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保

技術評価結果の競争参加者へ提供する情報量の充実 技術評価方法への改善 技術評価結果に対する説明責任

## 手続き事務負担の簡素化

### \*評価項目の改善&手続き期間の短縮

評価項目を絞り込むことで受発注者双方の負担を軽減 手続き期間の短縮化による配置予定技術者の拘束期間を緩和 技術提案書作成に必要な情報提供の充実

## 6.業務における品質確保の取り組み





## 落札者の決定(総合評価)方法 = 価格評価点 + 技術評価点

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮 し価格及び品質が総合的に優れた内容の者と契約

価格評価点と技術評価点の比率 必要とする技術力、知識、経験に応じ、 価格評価:技術評価 = 1:3、1:2、1:1の3種類から 適宜定める。



### 🥠 調査設計業務における総合評価落札方式の導入状況

### 【イメージ】

業務名:国道 号 ランプ橋橋梁詳細設計業務

業務概要:橋梁詳細設計 2橋

橋長:約30m (本線)、約40m (ランプ)

上部工···単純PCコンポ桁橋、下部工···逆T式橋台

技術提案テーマとして設定する内容

- ・周辺自然環境の保全を配慮した設計
- ・コスト縮減と工期短縮を検討

価格評価点:技術評価点 = 1:3

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

技術点と価格点の配分 = (価格点20点:技術点60点)

価格点 = 20点×(1-入札価格/予定価格)

#### 技術点 60点満点

[業務計画] ・業務の実施方針や提案内容 40点

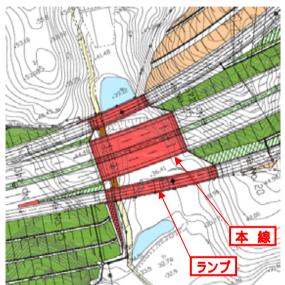
[予定管理技術者] ·技術者資格 4点

・同種及び類似業務の実績 6点

·業務成績 4点

·業務表彰 2点

・専任制(手持ち業務の金額及び件数) 4点







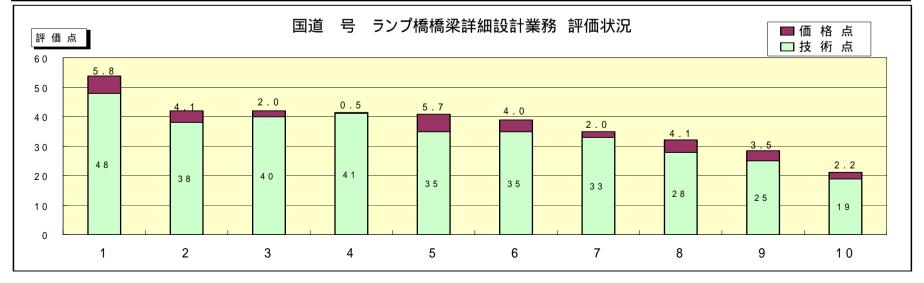
# ② 調査設計業務における総合評価落札方式の導入状況

## 【イメージ】

### 入札結果

調査基準価格∶15,210(	(千円)
----------------	------

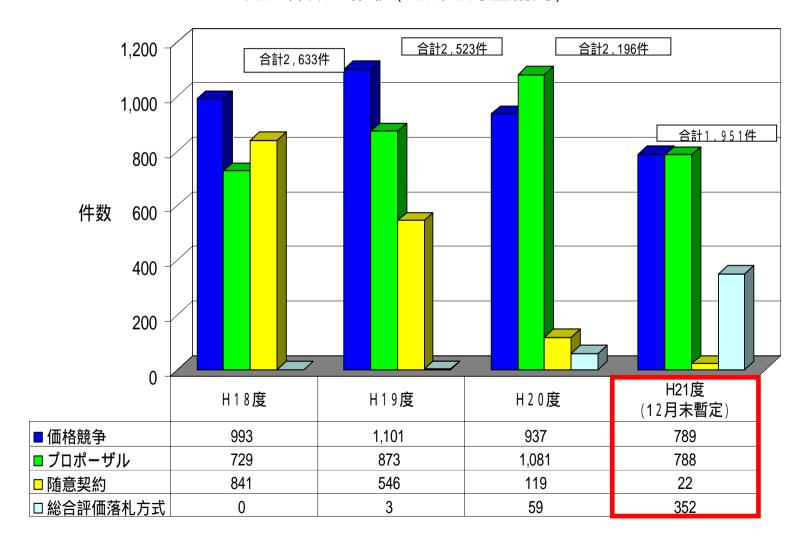
予定值	□格 <mark> 22,450</mark> (千円)				,	, ,
ΝO	コンサル名	入札価格(千円)	価格評価点	技術評価点	評価値	順位
1	A社	15,900	5.835	48	53.835	1
2	B社	17,900	4.053	38	42.053	2
3	C社	20,200	2.004	40	42.004	3
4	D社	21,900	0.490	41	41.490	4
5	E社	16,000	5.746	35	40.746	5
6	F社	18,000	3.964	35	38.964	6
7	G社	20,160	2.040	33	35.040	7
8	H社	17,900	4.053	28	32.053	8
9	I社	18,500	3.519	25	28.519	9
10	J社	20,000	2.183	19	21.183	10





## 調査設計業務における総合評価落札方式の導入状況

### 発注件数の推移(近畿地方整備局)





## 品質確保のための低入札対策

### 低入札対策の取組み状況等(これまでの対策)

	対策(案)	対策の内容
発注者の	業務内容の明確化 (特記仕様書等記載内容の充実)	適正な見積もり並びに業務内容の明確化を実施。 特に1式契約の項目は特記仕様書では具体な数量又は業務内容の記載
対策内容	見積もり採用の場合の採用歩掛の 明確化	積算基準が定められていない業務で、参考見積により積算を実施する場合は、 採用歩掛りの総人工数を設計図書の参考資料として提示する。
	業務成績の評価の制限	低入札業務における業務成績評定が70点未満の場合、および、通常業務における業務評定65点 未満の場合、企業の業務実績として認めないものとする。また、業務成績評定が65点未満の業 務は技術者評価を業務実績として認めないものとする。
受注者	低入札価格調査及び業務完了後の コスト調査の実施	調査基準価格を下回った者に対して、当該価格で入札した理由、積算内訳、業務実施体制等について調査を行い、契約の相手方とするか否かを決定する。 また、業務完了の翌日から起算して90日以内に調査票を提出し、発注者は完成業務原価と官積算の乖離、当該業務が低価格で履行可能な理由等、業務コスト構造を詳細に把握する。
ロの対策内	著しい低入札業務における詳細な 調査の実施	著しい低入札の場合は、低入札価格調査において当該業務と同等の過去の業務の業務コスト実 績などの業務執行能力に係わる追加資料を求める。
容	低入札業務の第三者照査の実施	成果品の品質を確保するため、低入札価格調査制度対象業務の成果品の照査については、発注 者の承諾を受けた他の有資格業者の照査を受け、成果品を提出させるものとする。 (照査を行う業務のみ対象)
	低入札業務の表彰対象外	低入札価格調査対象業務は、優良業者表彰(局長・事務所長)の対象外とする。 (



## 品質確保のための低入札対策

### 品質確保のための低入札対策(新たな対策)

#### 目的

管理技術者等への過度の業務量の集中を回避するとともに、低価格による受注が行われた業務における業務成果品の品質を確保するため。

#### 概要

国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く)における低価格受注業務がある場合の予定管理技術者等の手持ち業務量を制限する。

#### 試行の対象

• 試行の対象は**予定価格が1千万円を超える業務であって、競争入札方式(総合評価落札** 方式も含まれる)又はプロポーザル方式で調達する業務。

#### 内容

- 管理技術者の手持ち業務に低入業務が含まれている場合は、手持ち業務の制限量を 半減。
  - 4億円未満かつ10件未満の者 低入札業務がある場合は、2億円・5件未満に半減
- 業務遂行中も制限量を継続的に担保する。
- \_ 指名競争入札も対象。

ただし、当該業務が低入の場合や、途中で手持ち業務に低入業務が加わった場合でも、 当該業務の指定日時で定めた制限量は変更しない。



## 品質確保のための低入札対策

### 品質確保のための低入札対策(新たな対策)

試行の対象は**予定価格が1千万円を超える業務であって、競争入札方式(総合評価落札方式も含まれる)又はプロポーザル方式で調達する業務。** 

契

約

管理技術者の 指定日時 手持ち業務の要件 公告 低入業務な-手持ち業務. 契約金額500万円以 上の手持業務合計が ·技術提案書提出依頼 しに 10件未満の者 どちらか一つでも超えてはな らない 管理技術者の 手持ち業務の要件(制限) 手持ち業務 契約金額500万円以 指名通知の日) 上の手持業務合計が どちらか一つでも超えてはな らない

# 手持ち業務量の制限を継続的に担保

入札説明書、特記仕様書等に記載。

業務履行中に手持ち業務 量の要件を超えないように 求める。

超えた場合には、発注者 にその旨を報告。

業務を継続することが 著し〈不適当な場合・当 該技術者の交代を請求。

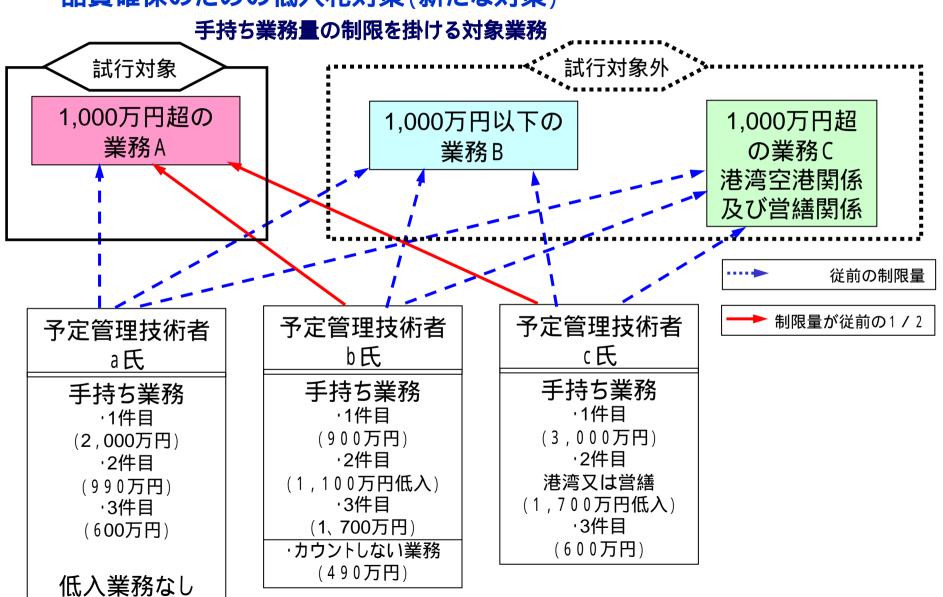
交代請求に応じない場合は、業務成績評定に厳格に反映。

当該業務が低入の場合や、 当該業務の指定日時で定めた制限量は変成人の場合や、途中で手持ち業務に低入業



## 品質確保のための低入札対策(新たな対策)

### 品質確保のための低入札対策(新たな対策)



## インターネット画像を用いた入札工事説明会 の実施について

九州地方整備局の事例



平成22年2月8日

近畿地方整備局

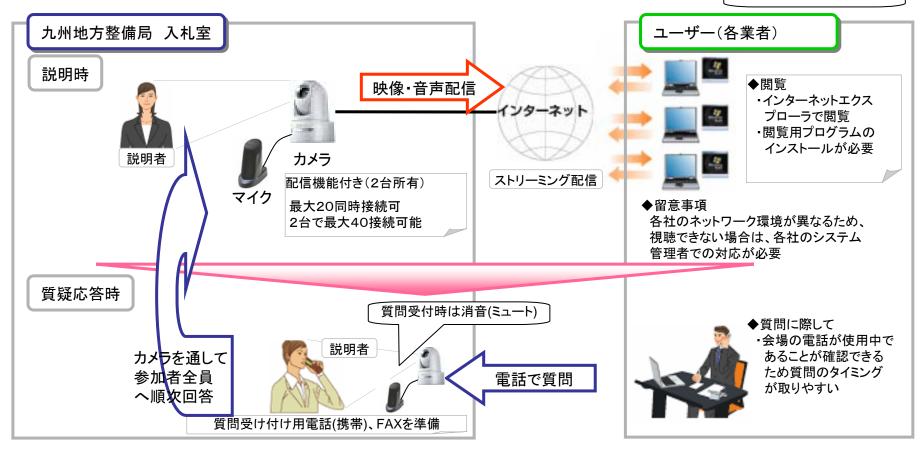
## インターネット画像配信を用いた入札工事説明会実施について



次回 平成21年12月24日開催予定

【目的】インターネットを通じて、入札説明会を実施することが可能。 この仕組みを活用し、事業評価委員会等へも活用可能。

H21.12.8 入札説明会実施



#### ◆注意事項

- ・参加者を事前に把握し、URL、接続用ID・パスワードを個別に事前送付
- •各社の社内ネットワーク等利用環境が異なるため、事前の接続テストが必要
- ・説明会会場への接続は各業者1または2に限定し、カメラ1台あたり 最大19以下に調整が必要。

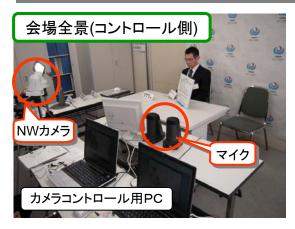
#### ◆動作等確認状況

- ①インターネットエクスプローラ Ver.6,7,8Mpeg4で配信、回線負荷が低い34回線接続時、約10Mbit/sec (256kbps時)
- ②FireFox Ver3.5.5 Jpegのみで動作、回線負荷が高い 多数での視聴には向かない 最低500kbps





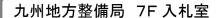






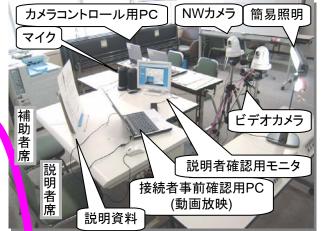
インターネットで配信状況確認 及び、カメラコントロール

- ◆配信に必要な機材
- ・ネットワークカメラ
- ·マイク (NWカメラへ接続)
- ・カメラコントロール用PC ※インターネットが利用できるPC
- ·LANケーブル (敷設済)









#### ☆ライブカメラ

映像・音声配信機能付き 同時接続数:20

〇配信仕様

映像サイズ:640×480 フレームレート:15fps 圧縮方式:Mpeg4 ビットレート:256kbps 対応ブラウザ:IE6以降

※詳細は以下のマニュアルを参照 型番: IPELA SNC-RZ50N

#### 九州地方整備局 6F 情報通信技術課 サーバ室

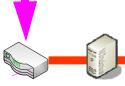
#### 【地整作業】

- ①URL設定
- ②DNS登録
- ③L3SWポート設定(DMZ)
- ④カメラ本体設定
  - ・ID、パスワード設定
  - グローバルアドレス設定
- ⑤会場までのLANケーブル配線

#### 【事業者作業】

①F/W等設定(事業者回線側)

DMZ



L3SW F/W等 NW機器

09.12.08 実施時の回線負荷 約10Mbit/s 直接ケーブル配線 地整内LANは介さない

映像と音声を配信



ミング配信

事業者回線 最大100Mbps

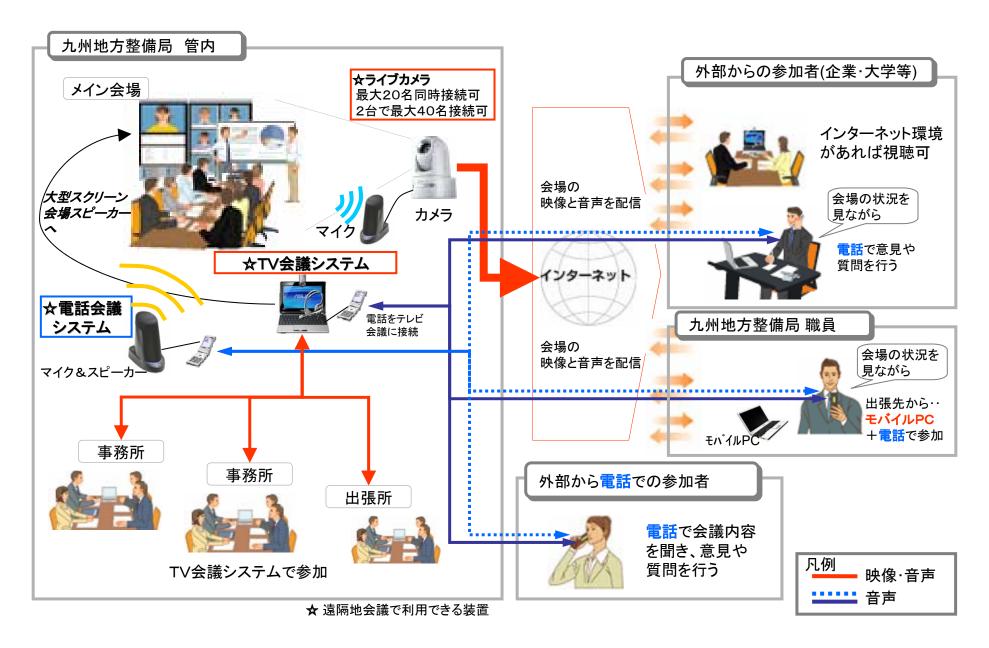
#### 視聴者(企業等)

インターネット閲覧環境 があれば視聴可



☆ブラウザで視聴 Internet Explorer Ver.6.7.8で動作

### 会議や委員会を開催する際、このようなシーンで活用が可能。



## 総合評価の導入実態調査結果について

H21.3.17

公共工事における総合評価方式活用検討委員会(第16回)資料より抜粋



平成22年2月8日

近畿地方整備局



### 表1 アンケート対象数と回答状況

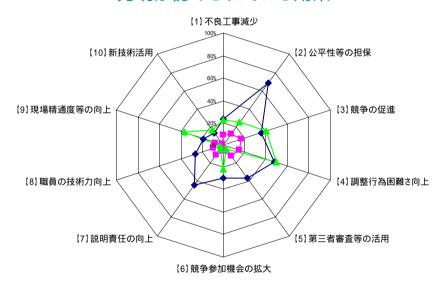
	区分		回答数	回答率
国土交通省地方整備局等		10	10 <sup>注1)</sup>	100.0%
	都道府県	47	44 <sup>注2)</sup>	93.8%
地方公共 団体	政令市	17	16 <sup>注2)</sup>	94.4%
	市町村	1,799	1,471	81.8%
2妻≐几人 ウ↓	(社)全国建設業協会加盟企業	282	229	81.2%
建設会社	(社)日本土木工業協会加盟企業	126	72	57.1%

- 注1)10地方整備局等の他に、工事発注を行っている事務所245から230の回答があった。
  - 2)この他に複数回答した地方公共団体が2あった。
  - 3)以下の分析については、国土交通省の回答総数に事務所からの回答数を含めた。また、地方公共団体の回答総数には複数回答数を含めた。

#### (1)総合評価方式の導入効果・問題認識

#### 総合評価方式の導入効果

#### 発現が認められている効果



#### 発現が期待されている効果



● 国土交通省(事務所回答を含む) ● 地方公共団体 ● 建設会社

- 【1】不良工事の減少(最低限の品質の確保)
- 【2】一般競争入札方式の導入による公平性・透明性の担保
- 【3】技術力を反映した競争の促進
- [4]談合等、調整行為の困難さの向上
- (5) 第三者審査等の活用による透明性の向上

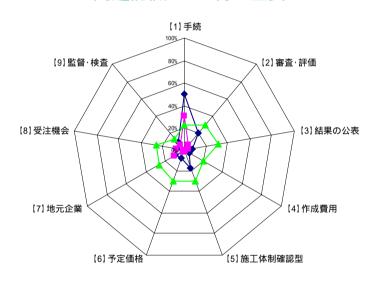
- [6] 競争参加機会の拡大
- [7] 発注担当職員の発注者責任・説明責任の向上
- [8]評価項目の設定・評価を通じた発注担当職員の技術力の向上
- [9]技術提案の作成を通じた企業技術者の技術力・現場精通度等の向上
- 【10】新技術活用に対する意識の向上

#### 図1 総合評価方式の導入効果

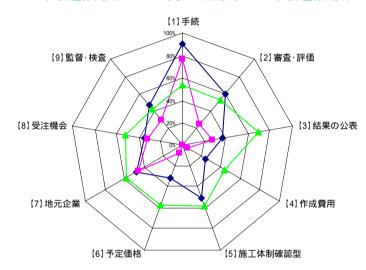
### (1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

#### 導入に対する問題認識

#### 問題認識として特に重要



#### 問題認識として特に重要+ 問題認識として重要



● 国土交通省(事務所回答を含む) ● 地方公共団体 ● 建設会社

- 【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項
- (2)技術提案の審査に係る事項
- [3]評価結果の公表に係る事項
- [4]技術提案の作成費用に係る事項
- 【5】施工体制確認型に係る事項(地方公共団体を除く)

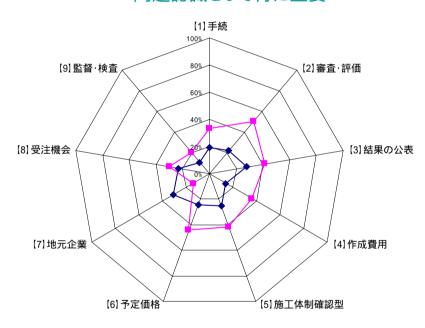
- [6]技術提案と予定価格に係る事項
- 【7】地元企業の活用に係る事項
- [8]受注機会の確保に係る事項
- [9]技術提案に対する監督・検査に係る事項

図2 導入に対する問題認識

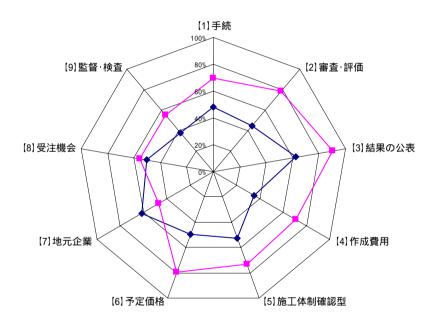
### (1)総合評価方式の導入効果・問題認識

#### 導入に対する問題認識

#### 問題認識として特に重要



#### 問題認識として特に重要+ 問題認識として重要



**◆──** 全建 **◆──** 土工協

- 【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項
- (2)技術提案の審査に係る事項
- [3]評価結果の公表に係る事項
- [4]技術提案の作成費用に係る事項
- 【5】施工体制確認型に係る事項(地方公共団体を除く)

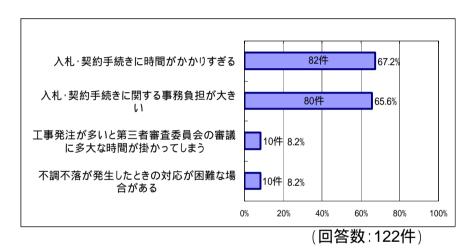
- [6]技術提案と予定価格に係る事項
- 【7】地元企業の活用に係る事項
- [8] 受注機会の確保に係る事項
- [9]技術提案に対する監督・検査に係る事項

図3 導入に対する問題認識

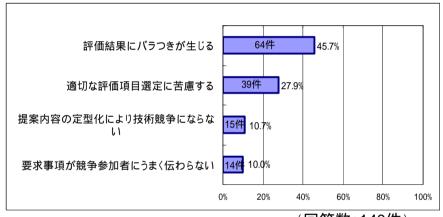
#### (1)総合評価方式の導入効果・問題認識

#### 導入に対する問題認識

#### 【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項



#### 【2】技術提案の審査・評価に係る事項



(回答数:140件)

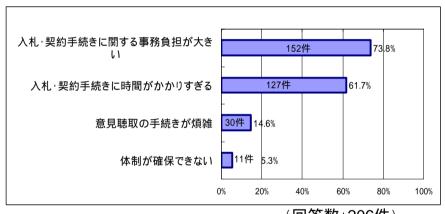
図2において、「問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、回答率が2割を超えているものを示す。 (回答数は各グラフの下に示す) 複数回答がある。

#### 図4 導入に対する具体的な問題認識(国土交通省)

### (1)総合評価方式の導入効果・問題認識

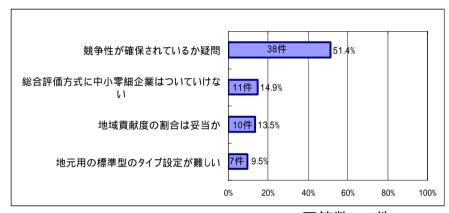
#### 導入に対する問題認識

#### 【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項



(回答数:206件)

#### 【7】地元企業の活用に係る事項



(回答数:74件)

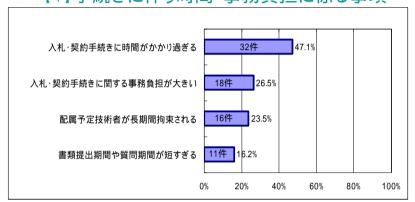
図2において、「問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、上位2つを示す。(回答数は各グラフの下に示す) 複数回答がある。

図5 導入に対する具体的な問題認識(地方公共団体)

#### (1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

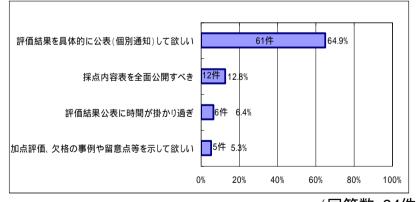
#### 導入に対する問題認識

#### 【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項



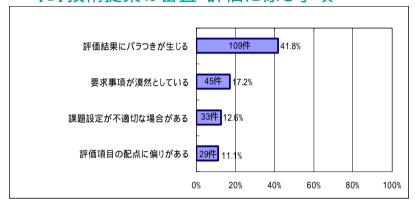
#### (回答数:68件)

#### 【3】評価結果の公表に係る事項

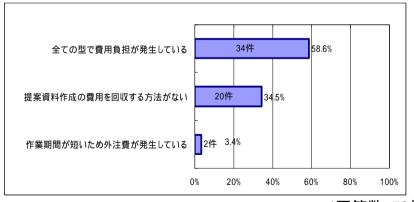


#### (回答数:94件)

#### 【2】技術提案の審査・評価に係る事項



## 【4】技術提案の作成費用に係る事項 (回答数:261件)



(回答数:58件)

図2において、「問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、回答率が2割を超えているものを示す。 (回答数は各グラフの下に示す)

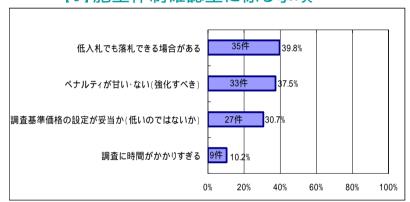
(回告数は合うフラの下に小り) 複数回答がある。 ここの ここま

図6 導入に対する具体的な問題認識(建設会社)(1/2)

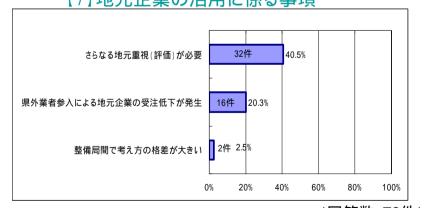
#### (1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

### 導入に対する問題認識

#### 【5】施工体制確認型に係る事項

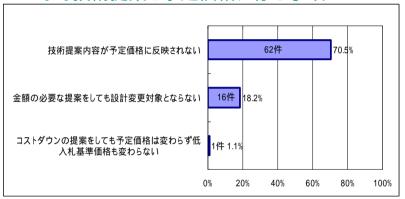


### 【7】地元企業の活用に係る事項(回答数:88件)



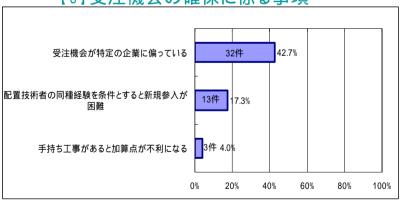
(回答数:79件)

#### 【6】技術提案と予定価格に係る事項



\_\_\_\_(回答数:88件)

#### 【8】受注機会の確保に係る事項



(回答数:75件)

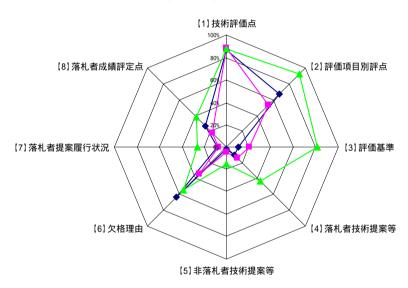
図2において、「 問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、回答率が2割を超えているものを示す。 (回答数は各グラフの下に示す)

複数回答がある。 図7 導入に対する具体的な問題認識(建設会社)(2/2)

### (1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

### 導入に対する問題認識

#### 公開(公表)していくべき事項



●──● 国土交通省(事務所回答を含む) ● 地方公共団体 ● 建設会社

【1】技術評価点(全評価項目の評点の合計点数)

【5】非落札者の技術提案・簡易な施工計画の内容(または概要)

【2】評価項目別の評点(技術評価点の内訳点数)

【6】欠格となった理由

【3】技術提案等の詳細な評価基準

【7】落札者による技術提案・簡易な施工計画の履行状況

[4] 落札者の技術提案・簡易な施工計画の内容(または概要)

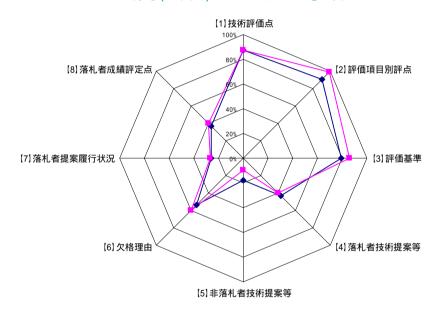
[8] 落札者の工事成績評定点

#### 図8 評価結果の情報公開

### (1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

### 導入に対する問題認識

#### 公開(公表)していくべき事項



【1】技術評価点(全評価項目の評点の合計点数)

【2】評価項目別の評点(技術評価点の内訳点数)

[3]技術提案等の詳細な評価基準

[4] 落札者の技術提案・簡易な施工計画の内容(または概要)

【5】非落札者の技術提案・簡易な施工計画の内容(または概要)

【6】欠格となった理由

【7】落札者による技術提案・簡易な施工計画の履行状況

[8] 落札者の工事成績評定点

#### 図9 評価結果の情報公開

→ 全建 ← 土工協

### (2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

### 総合評価方式の導入状況

#### 【地方公共団体全体】



#### 【地方公共団体区分別】

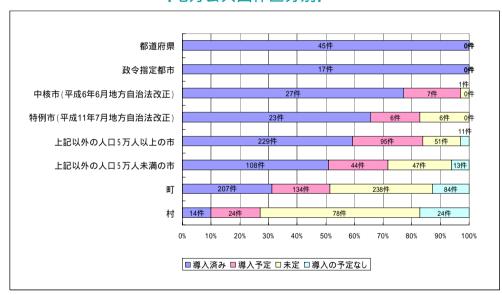
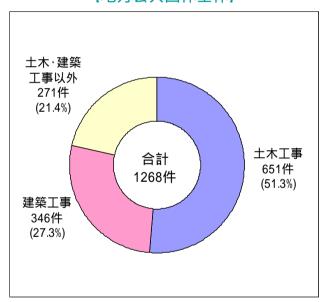


図10 総合評価方式導入の有無

### (2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

#### 総合評価方式の導入状況

【地方公共団体全体】



#### 【地方公共団体区分別】

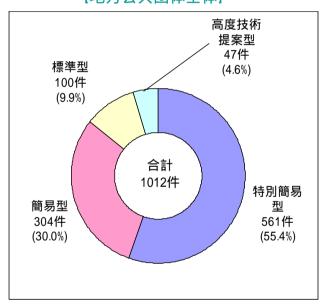


図11 総合評価方式の対象工事の範囲

### (2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

#### 総合評価方式の導入状況

#### 【地方公共団体全体】



#### 【地方公共団体区分別】

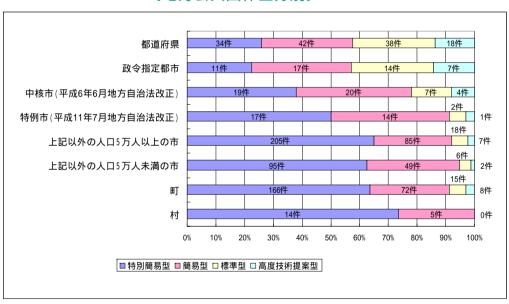


図12 導入している総合評価方式のタイプ

### (2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

### 総合評価方式の導入状況

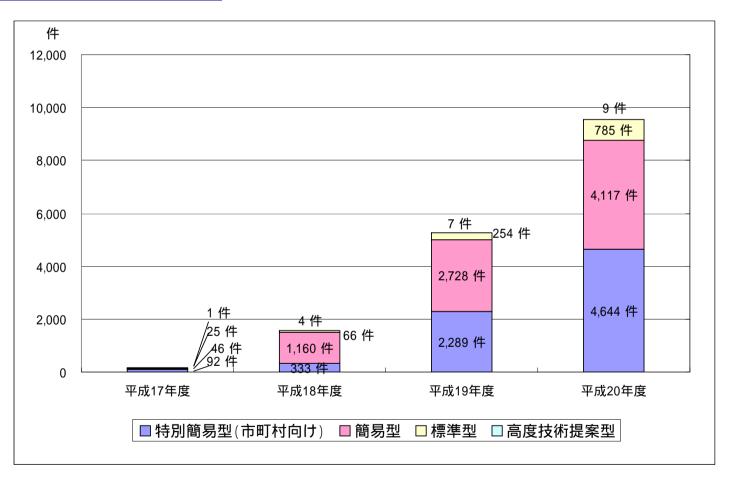


図13 総合評価方式の適用実績

#### (2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

#### 地方公共団体における総合評価方式の普及促進について

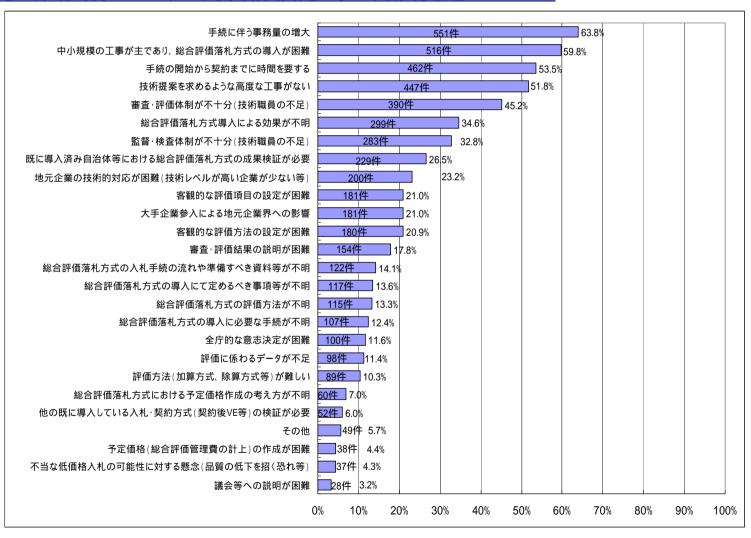


図14 導入困難理由

### (2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

#### 地方公共団体における総合評価方式の普及促進について

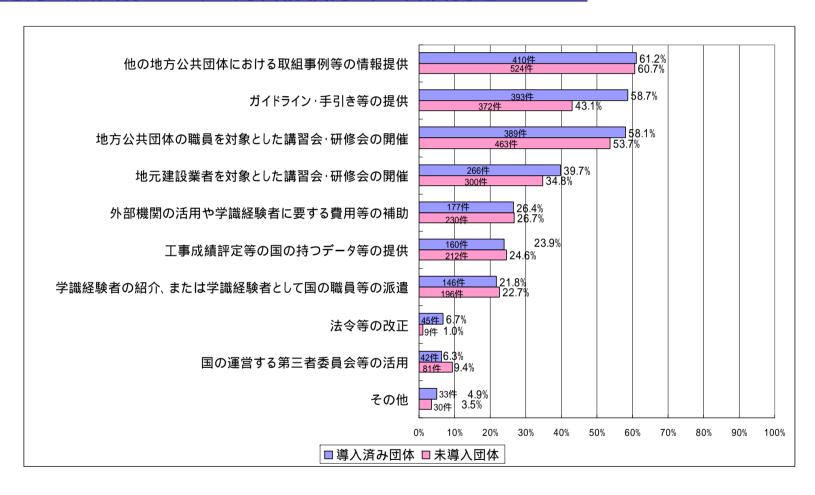
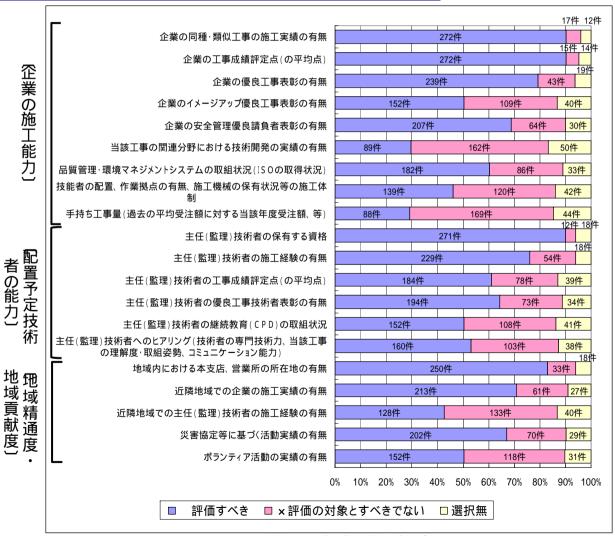


図15 希望する普及促進方法

#### (3)建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

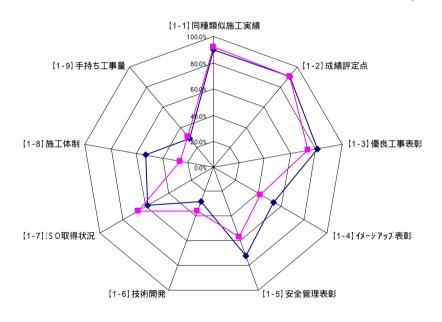
#### 評価すべき項目、評価の対象とすべきでない項目



#### (3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

### 評価項目の設定

#### 技術提案・簡易な施工計画以外の評価項目として評価すべき項目(企業の施工能力)



●──● 全建 ●──● 土工協

[1-1]企業の同種・類似工事の施工実績の有無

【1-2】企業の工事成績評定点(の平均点)

【1-3】企業の優良工事表彰の有無

【1-4】企業のイメージアップ優良工事表彰の有無

【1-5】企業の安全管理優良請負者表彰の有無

【1-6】当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無

【1-7】 品質管理・環境マネシ・メントシステムの取組状況(ISOの取得状況)

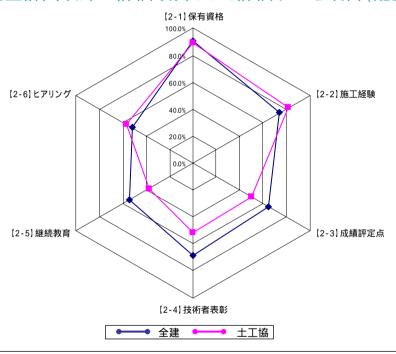
【1-8】技能者の配置、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制

【1-9】手持ち工事量(過去の平均受注額に対する当該年度受注額、等)

#### (3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

### 評価項目の設定

#### 技術提案・簡易な施工計画以外の評価項目として評価すべき項目(配置予定技術者の能力)



[2-1]主任(監理)技術者の保有する資格

【2-4】主任(監理)技術者の優良工事技術者表彰の有無

【2-2】主任(監理)技術者の施工経験の有無

【2-5】主任(監理)技術者の継続教育(CPD)の取組状況

[2-3]主任(監理)技術者の工事成績評定点(の平均点)

[2-6]主任(監理)技術者へのヒアリング(技術者の専門技術力、

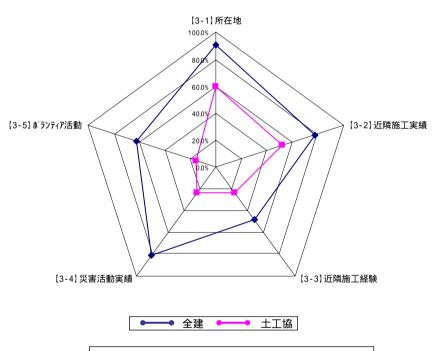
当該工事の理解度・取組姿勢、コミュニケーション能力)

#### 図18 評価項目の設定に関する比較(2/3)

### (3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

### 評価項目の設定

技術提案・簡易な施工計画以外の評価項目として評価すべき項目(地域精通度・地域貢献度)



- 【3-1】地域内における本支店、営業所の所在地の有無
- [3-2] 近隣地域での企業の施工実績の有無
- 【3-3】近隣地域での主任(監理)技術者の施工経験の有無
- 【3-4】災害協定等に基づ〈活動実績の有無
- 【3-5】ボランティア活動の実績の有無

### (3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

#### 評価項目・評価基準として良かった事例 / 悪かった事例

#### 表2 評価項目設定事例(良かった事例):全112件

評価項目·評価基準	評価項目・評価基準として良かった理由	
IDHI I STIHII(≯☆/MTIHI)	技術競争の促進が図れる、豊富な施工実績と高い技術力が要 求される、他	46件
地域精通度、災害協定、所在地、イベ ント協力など	地域企業としての優位性、企業の社会への取り組み姿勢を評価、他	20件
1649   =T H   <i>  77</i> 'T' H	現場特性を知らないと安全な計画ができない、自社の/ウハウ が引き出せる、他	16件
表彰、成績	明確な数値化、企業の技術力を評価、業務意欲の向上、他	9件

### 表3 評価項目設定事例(悪かった事例):全193件

評価項目:評価基準	評価項目・評価基準として悪かった理由	件数
施工計画の適切性(技術提案)	同じような提案内容を作成しても、採点者によって得点が異なるなど基準は不明確、技術提案の実施に標準案以上の費用が発生する、他	
1= 6#   BD(/)+U3/6	実体が伴わない提案数値の競争、機械・人員等の投入で競う のではな〈技術的な内容で評価して欲しい、他	23件
	証明書のないボランティア活動が評価されない、地元企業の有利性が発生、他	7件
1 , , ,	単位取得に時間と費用がかかる、登録機関の多重化や受講負担が大きくなる問題、他	4件
11   Tric =   . 12 A =   12	加点数が多き過ぎる、地元一次下請比率評価(加算点)は多く の問題点が生じる、他	3件

### (3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

### その他の課題

#### 表4 生産性阻害要因と生産性向上方向性(受・発注者間):全230件

生産性向上を阻害している要因	生産性向上に向けた方向性等	件数
医法考勒三类 化二甲烷胂 山麻水	ワンデーレスポンスの活用、発注者の工事理解力の向上、 手続面の習熟コンサルの完成検査をしっかりして欲しい、 他	86件
書類が多い	重複書類を減らしメール・電話等で済む内容と事務所に出向かなければならない内容を明確に区分、電子納品を一本化、CALSの普及、他	36件
無理な要求が多い	受・発注者間の役割の明確化、対等な関係と透明性の確保、契約図書等の遵守、定期的なヒアリングを実施し、生産性の阻害要因を取り除く、他	34件
 すぐに工事に入れない 	発注段階ではできるだけ調整事項が少ないことが望ましい、受注後すぐに工事が着手できるような関係機関との連携、用地買収・電柱移設・地元の了解が得られない等の解決後の発注、他	31件
工期(発注時期)が適正ではない	早期発注と余裕のある工期の設定、発注の年間での平準 化、地域特性を考慮した工期設定を望む、他	24件

#### 表5 生産性阻害要因と生産性向上方向性(受注者内部):全117件

	生産性向上を阻害している要因	生産性向上に向けた方向性等	件数
		若い人材の登用と技術継承、建設関連従事者の魅力ある 制度体制を構築、工事発注時期の均一化、他	29件
高齢化による作業効率低下		若年技術者や労働者の雇用条件改善、シニア社員やベテラン技術者の再雇用と若手技術者への教育、労働環境・ 労働条件の改善、人事制度の充実、施工体制の適正化、 他	23件
	IT 사회 중(#1, 4 51% 기1T N	最低制限価格の引上げ、無理なダンピングによる受注の 回避、他	22件
	書類作成負担の多さ	提出書類の簡素化、社内書類の整理、社内規定の改訂、 他	16件

### (3)建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

### 建設会社におけるタイプ別負担額

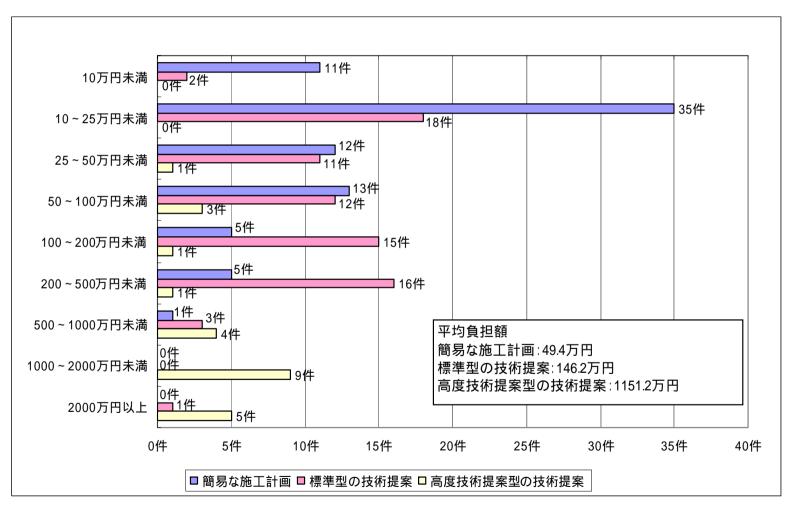


図20 1工事当りの概算負担額

#### (4) アンケートから抽出した課題と改善策(1)

総合評価方式の導入に対する具体的な問題意識については各々の項目にて高いものがあった。特に「手 続に伴う時間・事務費用」については発注者側で、「評価結果の公表」、「技術提案の作成費用」、「技術提 案と予定価格」、「地元企業の活用」、「受注機会の確保」に関しては受注者側で高い問題意識を持っている。

事項	具体的な課題	
手続に伴う時間・事務費用	「時間がかかりすぎる」、「事務負担が大きい」、「配置予定技術者が長時間拘束される」	
技術提案の審査・評価	「評価結果のバラツキが生じる」、「適正な評価項目選定に苦慮」	
評価結果の公表	「評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい」	
技術提案の作成費用	「全ての型で費用負担が発生している」、「提案資料作成の費用を回収する方法がない」	
施工体制確認型	「低入札でも落札できる場合がある」、「ペナルティが甘い・ない」、「調査基準価格の設定が妥当か(低いのではないか)」	
技術提案と予定価格	「技術提案内容が予定価格に反映されない」	
地元企業の活用	「さらなる地元重視(評価)が必要」、「競争性が確保されているのか疑問」	
受注機会の確保	「受注機会が特定の企業に偏っている」	

#### 課題の色分けの凡例

赤字:発注者から回答があった具体的な問題認識(図4~5)のうち、40%以上を占める意見 青字:受注者から回答のあった具体的な問題認識(図6~7)のうち、40%以上を占める意見

緑字:赤字、青字の両方に該当する意見

### (4) アンケートから抽出した課題と改善策(2)

地方公共団体への総合評価方式の導入の促進については、

毎年度公表している「総合評価方式の実施状況」の中で、その導入効果を既に導入した国、地方公共団体の事例の紹介や効果分析・評価をとりまとめ情報提供する

地方公共団体職員や建設会社社員向けの研修会・講習会を発注者協議会等を通じて実施する

総合評価の審査及び総合評価の導入・制度検討のアドバイス等を行うことのできる学識経験者及び学識経験者と同等の知識・経験を持つ者の紹介可能な窓口の設置

等について取り組む。



### <u>1.ヒアリング調査の目的</u>

アンケート調査より明らかとなった総合評価方式の導入に対する具体的な問題について、改善に向けた検討に資することを目的に、問題認識の高い発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を実施。

### 2.ヒアリング対象者

発注者: 国土交通省地方整備局(3)、地方公共団体(2) 計5団体

受注者: (社)日本土木工業協会 加盟企業(11)、

(社)全国建設業協会 地方協会(2) 加盟企業(5) 計18団体

### 3.ヒアリング事項

ヒアリング事項	発注者	受注者
手続に伴う時間・事務負担等		
技術提案の審査・評価		
評価結果の公表		
技術提案の求め方 (オーバースペックへの対応)		
技術提案の作成費用		
技術提案と予定価格		
地元企業の活用		
受注機会の確保		
地方公共団体への導入促進・支援		

## 手続に伴う時間・事務負担等

	題課	時間がかかりすぎる	事務負担が大きい	配置予定技術者が長時間拘束される
発注者	国土交通省	• 学識経験者への説明時間・事務を軽減するため、局主催の総合評価審査委員会とは別に、河川部、道路部等の部単位で専門部会を設置。	<ul> <li>技術提案の1課題当たりの提案数に上限を設定(最大5提案)。(これ以上削減すると評価が困難)</li> <li>総合評価審査委員会資料の簡素化(特に概略版作成労力)。</li> </ul>	RUE J ALIXIII E J KANILIJAAK CAVO
	地方公 共団体	<ul><li>学識経験者への意見聴取については、地方 定基準のみとなったため、時間・事務負担は</li></ul>		
受注者	土工協 加盟企業	<ul><li>個点(評価フング)を公表、めるいは一段階</li><li>選抜方式の採用。(特に高度技術提案型)。</li><li>技術資料の提出から入札までの期間短縮 (2ヶ日 1ヶ日)(煙準刑)</li></ul>	<ul> <li>技術提案の課題数・項目数に適切な上限を設定(整備局等の中には総計30~60項目の提案が可能な例がある)。</li> <li>技術提案書の枚数・文字数に上限を設定(整備局等の中にはA4:50枚以上の提出が可能な例がある)。</li> <li>技術提案書の全国統一様式の設定。</li> <li>受発注者間の情報共有のため現場説明会の復活。</li> <li>具体的な標準案の明示(標準型)。</li> <li>標準案を採用する場合でも、施工計画を求められる例があり、提出の廃止(標準型)。</li> </ul>	<ul> <li>配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。 会計法上は入札後の辞退は不可。</li> <li>配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、技術資料の提出時点では配置予定技術者の申請を求めずに、入札時点で提出させる手続の構築。 通達上は入札説明書の交付の翌日から原則として10日以内に提出。</li> </ul>
	全建 地方協会 加盟企業	<ul> <li>現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない(簡易型・標準型)。</li> <li>施工計画に差が生じないものについて、簡易な施工計画を求めない実績重視型の総合評価方式を活用(実績は過去の現場担当者の努力を積み上げであり、不公平とは</li> </ul>		<ul> <li>配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。会計法上は入札後の辞退は不可。</li> <li>配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札調査基準価格未満の場合は自動的に失格する仕組みを構築。会計法上は自動的な失格は不可。P 28</li> </ul>

### 技術提案の審査・評価

	課題	評価結果のバラツキが生じる	適正な評価項目選定に苦慮
		•技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、配 点や評価方法は事務所の判断で設定。	
	国土交通省	• 事務所間の評価結果のバラツキを小さくするため、整備局等が設置した総合評価審査小委員会で評価方法の方向性を提示。	
発		• 過去の評価結果のデータベース化及びその活用。	
発注者		<ul><li>案件ごとの評価結果のバラツキを小さくし、加算点に 見合った技術提案を求める観点から、相対評価では なく、絶対評価を採用。</li></ul>	
	     地方公共団体	● 事務所、本庁事業課、技術審査分科会等の多〈の目 で審査。	• 事例の少ない工事では評価項目の選定に苦慮しているため、国からの事例紹介が必要。
	地力公共国体	<ul><li>▼工事実績等、評価の一部を第三者機関に委託。</li></ul>	<ul><li>●評価項目を固定した場合にはバラツキがほとんど出ないが、工事特性に応じた柔軟な運用も必要。</li></ul>
	     土工協加盟企業	• 評価結果のバラツキは発注者が工事特性に応じて判断した結果と認識。	
受注者	工工咖加强比 <del>未</del>   	• 発注者の意図を的確に把握するため、現場説明会等の機会を活用。	
者       	全建地方協会 ·加盟企業	• 土木や建築等の分野に係わらず工事成績評定点の 平均点を算出・評価しているため、分野別の評価が必 要。	

## 評価結果の公表

	課題	評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい
発注者	国土交通省	<ul><li>知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開。</li><li>技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、技術提案内容とその結果の公表には慎重。</li><li>一部の整備局等では、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否を通知。</li></ul>
佐   者   	地方公共団体	<ul><li>地元企業から評価結果の公表内容に対する改善意見等はなし。</li><li>知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開。</li></ul>
	土工協加盟企業	<ul> <li>・企業のノウハウに係わらない一般的な技術提案内容であれば、開示しても問題なし。</li> <li>・評価結果の公表・通知は、自社の技術力の研鑽の観点からも必要(採否だけでな〈優劣の開示も要望)。</li> <li>・一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望(入札前辞退の判断にも活用)。</li> </ul>
受注者	全建地方協会 ·加盟企業	<ul> <li>公表を前提とした簡易な施工計画の提出と、契約後の公表(簡易な施工計画であれば知的財産権に関する事項は含まれないと想定されるため)。</li> <li>公表を前提とするため、自由な提案を阻害する恐れ。</li> <li>提案が履行できなかった場合とそのペナルティの公表。</li> <li>一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望。</li> </ul>

## 技術提案の求め方(オーバースペックへの対応)

	課題	「技術提案に係る課題への対応(案)」(H20.12.22) について	その他の留意事項
発注者	国土交通省		<ul><li>技術提案課題に対するオーバースペックの具体例を明示。</li><li>事前の見積と入札額との乖離があり、技術提案に対する適切な見積の提出を求める観点から、技術提案書と同時に入札書を提出(高度技術提案型)。</li></ul>
	地方公共団体		<ul><li>技術提案課題に対するオーバースペックの明示方法 に関する国からの情報提供。</li></ul>
受注者	土工協加盟企業	<ul> <li>「技術提案に係る課題への対応(案)」については概ね評価。</li> <li>「見積りを活用する積算方式」については、予定価格に反映された技術提案の公表。</li> <li>発注者が過度な技術提案と判断しても、企業にとってそれほどコスト負担にならない提案もあるため、オーバースペックの例示は必要。</li> </ul>	<ul> <li>具体的な標準案の明示(標準型)。</li> <li>自由提案の廃止。</li> <li>過度なコスト負担を要する技術提案の判断基準・具体例の明示。</li> <li>提案内容の効果を検証できない項目の廃止。</li> <li>過度なコスト負担を要する技術提案を防止するため、配置予定技術者ヒアリングを重視。</li> <li>発注者の意図を確認するため、技術提案前に発注者との対話機会の確保、あるいは現場説明会の復活。</li> </ul>
	全建地方協会 ·加盟企業	<ul> <li>「技術提案に係る課題への対応(案)」については概ね評価。</li> <li>発注者が過度な技術提案と判断しても、企業にとってそれほどコスト負担にならない提案(自社保有機械の活用等)もあるため、オーバースペックの例示は必要。</li> </ul>	• 自社/ウハウに係る質問が可能な機会の確保(現行

## 技術提案の作成費用

	課題	費用負担の軽減	提案資料作成の費用を回収する方法がない
発注者	国土交通省		• 入札説明書に技術提案に要するコストを算入した入 札書作成の旨を明示。
者	地方公共団体		
受注者	土工協加盟企業	<ul> <li>質問に対する迅速な回答と、具体的な内容の回答。</li> <li>技術提案課題数・項目数の上限設定。</li> <li>現地周辺の環境・地質条件の明示やデータの提供。</li> <li>設計図面のCADデータの配布。</li> <li>配置予定技術者ヒアリングを重視。</li> <li>二段階選抜方式の導入。</li> <li>自由提案の廃止。</li> </ul>	全応札者の技術提案費用を還元できる仕組みの構築(高度技術提案型)。 技術提案作成費用の負担により、作成費用目当ての質の悪い技術提案が増加する可能性。標準型では技術提案費用は問題なし。技術提案作成費用は営業活動経費の範囲であり、落札時に回収。
	全建地方協会 ·加盟企業	<ul><li>技術提案作成費用は営業活動経費の範囲(簡易型)。</li><li>受発注者間の情報共有のため現場説明会の復活。</li><li>配置予定技術者ヒアリングの電話での実施。</li></ul>	

## 技術提案と予定価格

課題		技術提案内容が予定価格に反映されない	
発注者	国土交通省	<ul><li>「見積りを活用した積算方式」を採用する場合、見積りを求める範囲の基準等の仕組み。</li></ul>	
	地方公共団体		
受注者	土工協加盟企業		
	全建地力協会 ·加明企業	<ul><li>「見積りを活用した積算方式」では、見積りを提供した企業が受注できない場合にはノウハウだけが流出することになるため、特命随意契約により契約。</li><li>「見積りを活用する積算方式」については、見積内容の予定価格への反映方法の明示。</li></ul>	

## 地元企業の活用

課題		さらなる地元重視(評価)が必要	競争性が確保されているのか疑問
発注者	国土交通省	<ul><li>Bランク以上の工事については、地元企業の下請としての活用を評価項目に追加。</li><li>説明責任の観点から、適切な地域重視の評価項目を設定。</li></ul>	<ul><li>・地域要件について、入札参加資格としてはある程度 広い地域で設定し、総合評価方式により評価。</li></ul>
	地方公共団体	•地元企業の中には災害復旧や維持管理に協力的な 企業とそうでない企業があるため、地域貢献について 適切に評価。	
受注者	土工協加盟企業	<ul> <li>地元企業への下請け、資材の調達等における地産品の活用を評価。</li> <li>地元企業との共同体の結成。</li> <li>当該工事への地元企業の活用方法等を技術提案にて評価。</li> <li>地元企業の育成活用を総合評価方式で扱うことは困難。</li> </ul>	
	全建地方協会 ·加盟企業	<ul><li>当該工事への地元企業の活用方法等を技術提案にて評価。</li><li>各々の地域特性を踏まえ、慎重に地域要件を設定。</li><li>地域貢献度に防災活動や地産品の活用を評価(更なる評価は不要)。</li><li>ボランティア活動や災害協定に基づ〈活動の評価を重視。</li></ul>	

# 2. 受発注者に対するヒアリング調査結果

## 受注機会の確保

課題		受注機会が特定の企業に偏っている					
発注者	国土交通省	•配置予定技術者の評価を重視。 Cランクに登録されている企業間では、技術者数に大きな隔たりがあるため、配置予定技術者の評価を 重視しても、特定企業に偏る懸念。					
	地方公共団体						
受注者	土工協加盟企業	<ul> <li>同時期に入札を行う複数の工事では、入札案件ごとに求める技術提案のテーマを変更。</li> <li>技術提案を優・良・可等の判定方式で採点する場合、点数を細分化した評価基準を採用。</li> <li>配置予定技術者ヒアリングの重視。</li> <li>技術競争の結果であり、特定の企業に偏ることは当然。</li> </ul>					
	全建地方協会 ·加盟企業	<ul> <li>技術力の差が小さい場合でも評価が大き〈左右されるため、表彰の有無の配点を軽減。</li> <li>同日発注案件について、1本目を取った企業は2本目の入札に参加できない措置。</li> <li>受注機会の確保の観点から、手持ち工事量を適切に評価。 過度な評価は技術競争を阻害。</li> <li>建築工事では特に建築用途が細分化されているため、競争参加に求められる実績の緩和。</li> </ul>					

# 2. 受発注者に対するヒアリング調査結果

## 地方公共団体への導入促進・支援

課題		地方公共団体への総合評価方式の導入の促進					
発注者	国土交通省	<ul><li>市町村の総合評価委員会へ職員派遣。</li><li>管内の地方公共団体に第三者委員会への参加機会を確保し、学識経験者への意見聴取の場を提供。</li></ul>					
	地方公共団体	<ul><li>管内の地方公共団体に学識経験者への意見聴取の支援。</li><li>管内の地方公共団体を対象とした総合評価研究会の開催と情報共有、実施要領等の作成にあたっての助言。</li><li>管内の地方公共団体を対象とした説明会への講師派遣等。</li><li>総合評価方式への理解と、価格のみによる競争の弊害の周知。</li></ul>					
受注者	土工協加盟企業						
者	全建地方協会 ·加盟企業						

# 平成20年度総合評価の実施状況について(全国)

H21.11.9

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(第1回)資料より抜粋



平成22年2月8日

近畿地方整備局



## (1)総合評価方式の普及・拡大の状況

- 総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にほぼ100%に達し、平成20年度も同様にほぼ100%の状況である。(件数ベース:98.8%、金額ベース:99.7%)。
   【P7、P8】
- タイプ別の実施件数でみると、簡易型は平成19年度に約9,600件だったのが、平成20年度に約7,300件となり、標準型は平成19年度に約1,200件だったのが、平成20年度に約3,600件となった。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(型)で実施されることになったためである。【P7】

#### 「標準型(型)」と「簡易型」の違いについて

- 「標準型(型)」は、技術提案により更なる品質向上を図る場合に適用される。 品質向上を図る必要のある事項について特定の課題(1~2課題を基本)を設 定し、技術提案を求めること(1課題あたりA4 1枚以内を基本)としている。
- 「簡易型」は、発注者が示す仕様に基づき確実に施工することを求める場合に 適用される。簡易な施工計画として、「どういう点に配慮して工事を施工する か」(施工上配慮すべき事項)について求めること(A4 1枚以内を基本)として いる。

## (2)落札者の状況

- 平成18年度と平成20年度を比較すると、簡易型、標準型ともに、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合が増加した。一方で、最低価格者(最高得点者以外)が落札した割合は、減少した。【P9、P11】
- 簡易型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「50点以上」のものの割合が減少し、「30~40点」のものの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(型)で実施されることになったためと考えられる。【P10】
- 標準型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「70点以上」のものの割合が減少し、「30~40点」のものの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(型)で実施されることになったためと考えられる。【P12】

## (3)高度技術提案型の実施状況

平成20年度の高度技術提案型において、高度技術提案型では、落札率75%以下のものが見受けられる。なお、低入札件数と割合の推移をみると、平成20年度は平成19年度に対し、低入札の状況に変化はみられない。【P13】

## (4)施工体制確認型の実施状況

- 平成20年度において、簡易型、標準型とも、施工体制確認型は施工体制確認型以外に比べ、落札者の応札率(平均)が高く、応札率75%を下回る応札はほとんど見受けられない。【P14】
- 簡易型、標準型において、落札率別の工事成績評定点(平均)をみると、平成18年度の施工体制確認型実施以前の落札率70%未満の工事に比べ、平成19年度の施工体制確認型の落札率70%~80%の工事成績評定点が2.6点高い。【P15】
- 平成18年度、平成19年度の簡易型の工事成績評定点をみると、施工体制確認型以外では、多くの工種で、落札率70%未満の工事の工事成績評定点が落札率70%以上の工事より低い。【P16】

# 2.総合評価方式の実施状況



# 2-1. 普及・拡大の状況

総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にほぼ100%に達し、平成20年度も同様にほぼ100%の状況である。(件数ベース:98.8%、金額ベース:99.7%)。

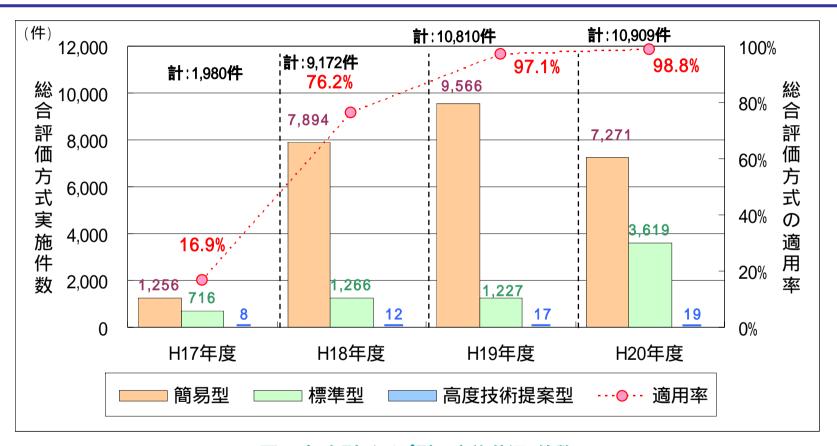


図1 年度別・タイプ別の実施状況(件数)

注1)8地方整備局における実施件数。

注2)適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合。

# 2-1. 普及・拡大の状況

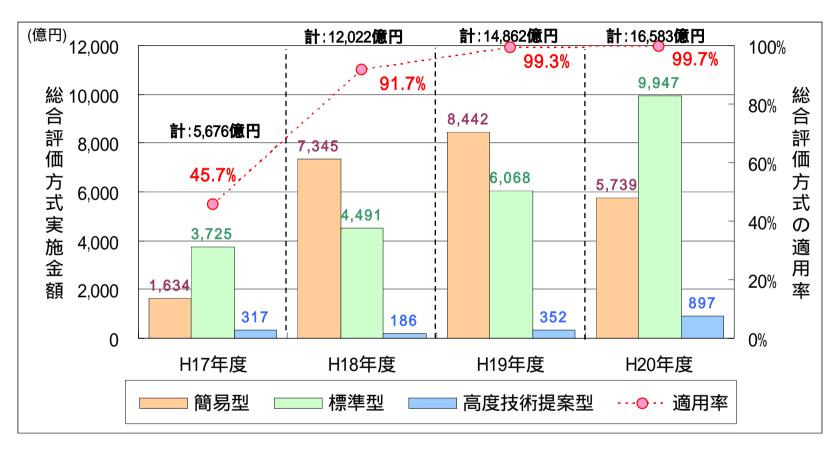


図2 年度別・タイプ別の実施状況(金額)

注1)8地方整備局における当初実施金額。

注2)適用率は随意契約を除く全発注工事金額に対する総合評価方式実施金額の割合。

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成18年度の14.5%に対し、平成20年度は28.2%と13.7ポイント増加した。

一方で、最低価格者(最高得点者以外)が落札した割合は、平成18年度の46.3%に対し、平成20年度は32.6%と13.7ポイント減少した。

#### 〔簡易型〕

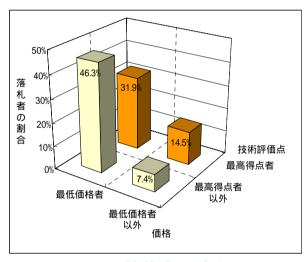


図3 落札者の内訳 (平成18年度)

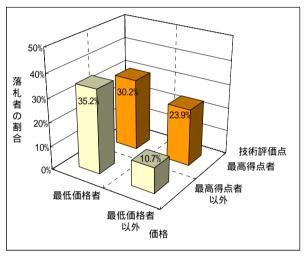


図4 落札者の内訳 (平成19年度)

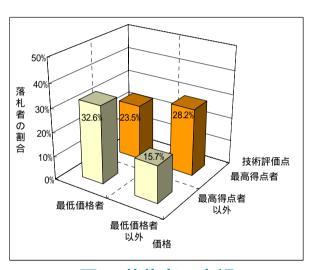


図5 落札者の内訳 (平成20年度)

- 注1)8地方整備局を対象。(以降、P11~P23も同様。)
- 注2)主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。(以降、P11~P13も同様。)
- 注3)予定価格内1者の工事を除く。(以降、P11~P13も同様。)

簡易型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「50点以上」のものの割合が減少し、「30~40点」のものの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(型)で実施されることになったためと考えられる。

#### [簡易型]

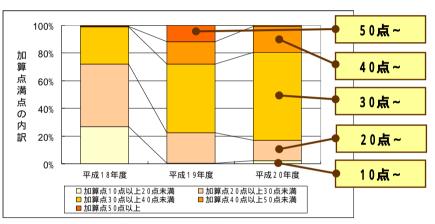


図6 年度別:加算点満点の内訳

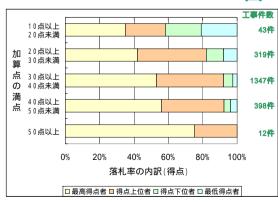


図7 加算点満点別:落札者の内訳(得点) (平成20年度)

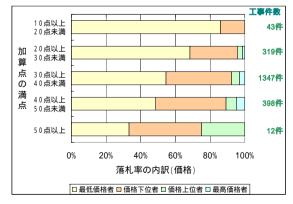


図8 加算点満点別:落札者の内訳(価格) (平成20年度)

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成18年度の20.3%に対し、平成20年度は38.3%と18.0ポイント増加した。

一方で、最低価格者(最高得点者以外)が落札した割合は、平成18年度の42.5%に対し、平成20年度は24.6%と17.9ポイント減少した。

#### [標準型]

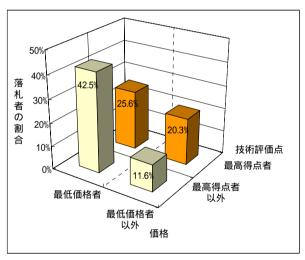


図9 落札者の内訳 (平成18年度)

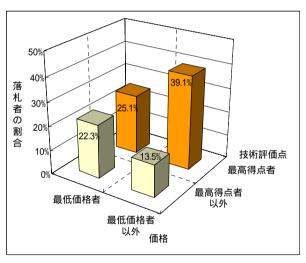


図10 落札者の内訳 (平成19年度)

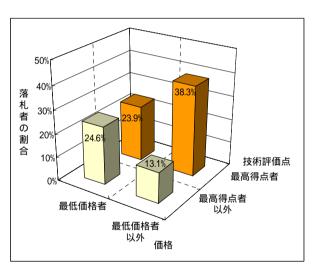


図11 落札者の内訳 (平成20年度)

標準型では、平成20年度は平成19年度に比べ、加算点満点が「70点以上」のものの割合が減少し、「30~40点」のものの割合が増加している。これは、平成19年度まで簡易型で実施されていた工事の一部が平成20年度より標準型(型)で実施されることになったためと考えられる。

### [標準型]

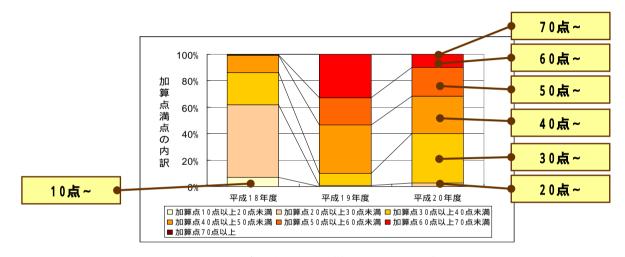


図12 年度別:加算点満点の内訳

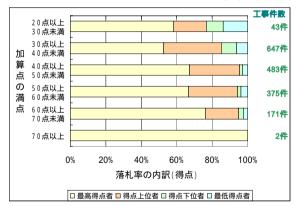


図13 加算点満点別:落札者の内訳(得点) (平成20年度)

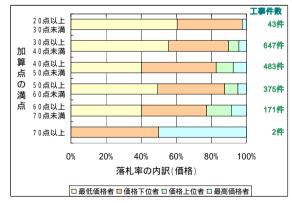


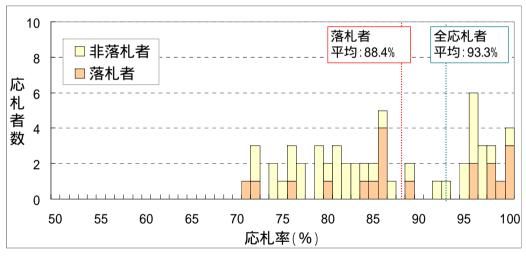
図14 加算点満点別:落札者の内訳(価格) (平成20年度)

## 2-3. 高度技術提案型の実施状況

平成20年度の高度技術提案型において、高度技術提案型では、落札率75%以下のものが見受けられる。

なお、低入札件数と割合の推移をみると、平成20年度は平成19年度に対し、低入札の状況に変化 はみられない。

#### [高度技術提案型]



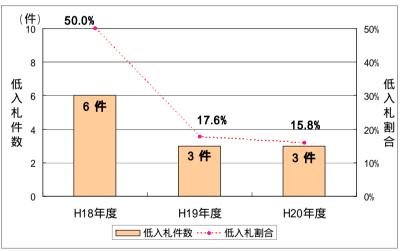


図15 応札率の分布 高度技術提案型 (平成20年度)

図16 低入札件数と低入札割合(件数)の推移 高度技術提案型 (平成18~20年度)

## 2-4. 施工体制確認型の実施状況

平成20年度の簡易型において、施工体制確認型は施工体制確認型以外に比べ、落札者の応札率(平均)が3.8ポイント高く、応札率75%を下回る応札はほとんど見受けられない。また、標準型においては、施工体制確認型は施工体制確認型以外に比べ、落札者の応札率(平均)が2.9ポイント高く、応札率75%を下回る応札はほとんど見受けられない。

#### (簡易型)

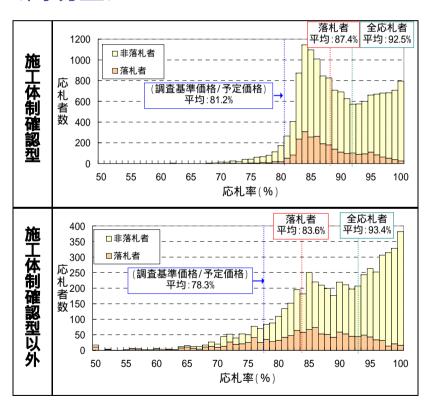


図17 応札率の分布 簡易型 (平成20年度)

#### [標準型]

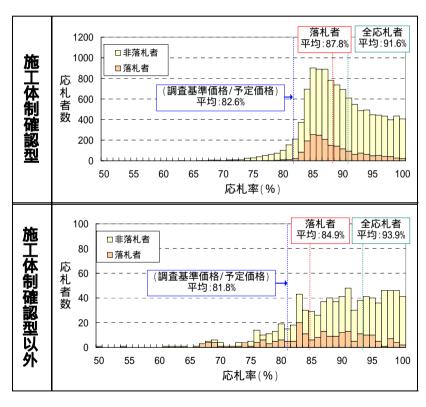
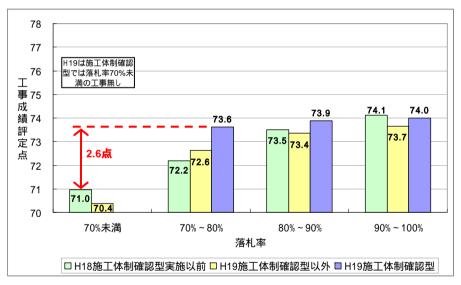


図18 応札率の分布 標準型 (平成20年度)

## 2-4. 施工体制確認型の実施状況

簡易型、標準型において、落札率別の工事成績評定点(平均)をみると、平成18年度の施工体制確認型実施以前の落札率70%未満の工事に比べ、平成19年度の施工体制確認型の落札率70%~80%の工事成績評定点が2.6点高い。

#### [簡易型]



### 図19 落札率別の工事成績評定点 簡易型 (平成18年度,平成19年度)

#### [標準型]

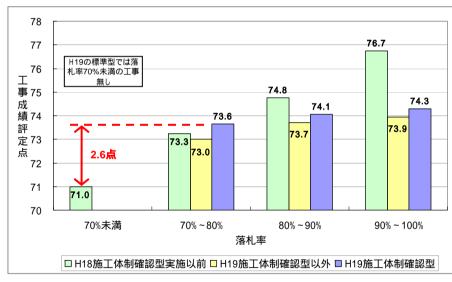


図20 落札率別の工事成績評定点 標準型 (平成18年度,平成19年度)

## 2-4. 施工体制確認型の実施状況

平成18年度、平成19年度の簡易型の工事成績評定点をみると、施工体制確認型以外では、多くの工種で、落札率70%未満の工事の工事成績評定点が落札率70%以上の工事より低い。

#### [簡易型]

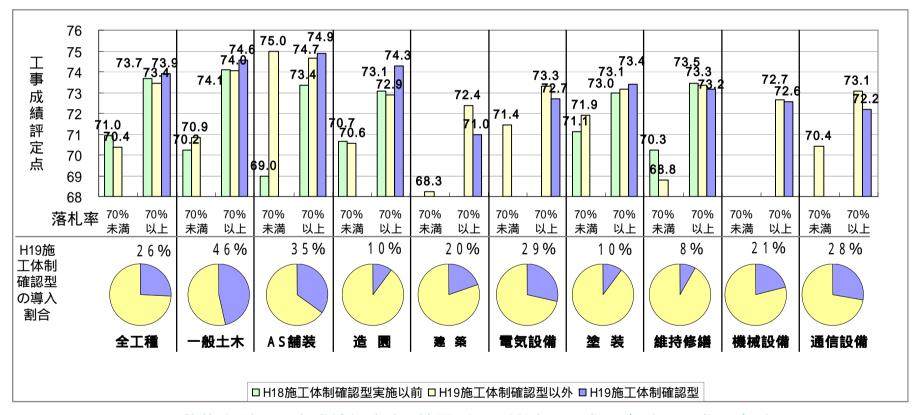


図21 落札率別の工事成績評定点 簡易型 工種別 (平成18年度,平成19年度)

# 総価契約単価合意方式について

平成22年2月8日



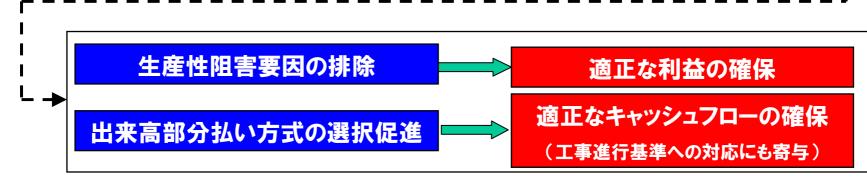
近畿地方整備局



## 総価契約単価合意方式の本格導入

#### 【現状と導入後の比較】

<ul><li>契 約 方 式 総価で契約</li><li>設計変更額算定 当初官積算に基づく単価</li></ul>	総価で契約 単価で合意(レベル4を想定)
む 計 亦 雨 宛 笛 宁   当切守巷笛に甘べ/畄価	
に用いる単価  片務性の存在	受発注者間で合意した単価 双務性の向上
特	れ 反映された額



## 総価契約単価合意方式の実施方法

#### 1. 背 景

- ・双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い 金額の算定等の単価等を、前もって協議して合意しておくことにより、円滑化を図る。
- ・会計検査院から、競争入札により契約した前工事に引き続き、随意契約により行う後工事の予定価格の算定について、単価合意方式等の競争の利益を反映出来る方法を検討するよう、意見もいただいたところ。

#### 2. 対象工事

原則として、全ての土木工事等において実施。(前後工事を含む)

#### 3. 実施方法

・単価等を個別に合意する方式(単価個別合意方式)を基本。 ただし、分任支出負担行為担当官の発注工事においては、請負者の希望により、当 初契約時の予定価格に対する落札価格の比率を乗じ、単価等を包括的に合意する方 式(単価包括合意方式)も可能とする。

#### 4. 合意した単価の適用

第24条 (請負代金額の変更方法)

第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第29条 (不可抗力による損害)

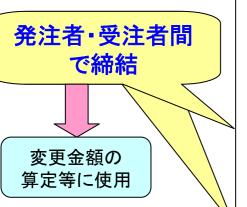
第37条(部分払)

第38条(部分引渡し)



## 単価合意書[単価個別合意方式の場合]

単価協議の結果として「単価合意書(合意単価を表示した「単価表」)」を締結する。



単価表	(例)
-----	-----

				• •						
受注者間	工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	合意単価 (率)	金額	適用
<b>帝結</b>	橋梁下部					式	1		28,650,000	
		道路土工				式	1		1,560,000	
			残土処理工			式	1		1,560,000	
		RC橋脚工				式	1		27,090,000	
			作業土工			式	1		500,000	
o   \			場所打杭工			式	1		21,000,000	
<b>使用</b>				場所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長)20.0m	本	8	2,500,000	20,000,000	
(7)				掘削土処理		式	1		1,000,000	
			橋梁躯体工(構造物単位)			式	1		5,590,000	
単価合意書(例)				T型橋脚	24-8-25(20)(高炉)	m3	160	25,000	4,000,000	
				鉄筋	SD345 D16~25		6.00	115,000	690,000	
				鉄筋	SD345 D29~32	t	7.50	120,000	900,000	
月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更 約単位が一式の項目については単価ではなく金額)			細別	・関す	る単価を合音	式	1		28,650,000	
			―― 細別に関する単価を合意			式	1		4,700,000	
「単価表」のとおり合意す					式	1		1,020,000		
の証として本書2通を作品	間記名押印の	運搬費			式	1		1,020,000		
有する。						式	1		3,680,000	
				•		式	1		33,350,000	

共通仮設費(率計上分)、

現場管理費,一般管理費

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇 に用いる単価(契約単位が一式の項目につ について、別添の「単価表」のとおり合意す。

以上、単価合意の証として本書2通を作成 上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所 00000000 氏名 支出負担行為担当官 00000000 EΠ

請負者 住所 00000000

> 氏名 00000000 EΠ

等は	額で合意	式	1	3,650,000	
		式	1	45,000,000	
		式	1	2,250,000	
		式	1	47,250,000	

なお、本単価表に記載のない工種が追加された場合については、 変更時の単価を基礎とする。



## 単価合意書〔単価包括合意方式の場合〕

#### 単価協議の結果として「単価合意書(契約変更の考え方について合意)」を締結する。

発注者・受注者間 で締結

#### 単価合意書(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約変更の考え方について、下記のとおり合意する。

記

契約変更等において、工事数量総括表に記載の工種に関する工事については、変更時の価格に、当初契約の予定価格に対する落札価格の比率を乗じたものを基礎とする。

なお、工事数量総括表に記載のない工種(レベル2)が追加された場合には、変更時の価格を基礎とする。

※ 複数回変更する場合は、以下のとおり記載する

契約変更等において、工事数量総括表に新たに追加された工種に関する工事については、変更時の価格に、 第〇回変更契約時の予定価格に対する落札価格の比率を乗じたものを基礎とする。

なお、工事数量総括表に記載のない工種(レベル2)が追加された場合には、変更時の価格を基礎とする。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

 発注者
 住所
 OOOOOOOO

 氏名
 支出負担行為担当官

00000000 印

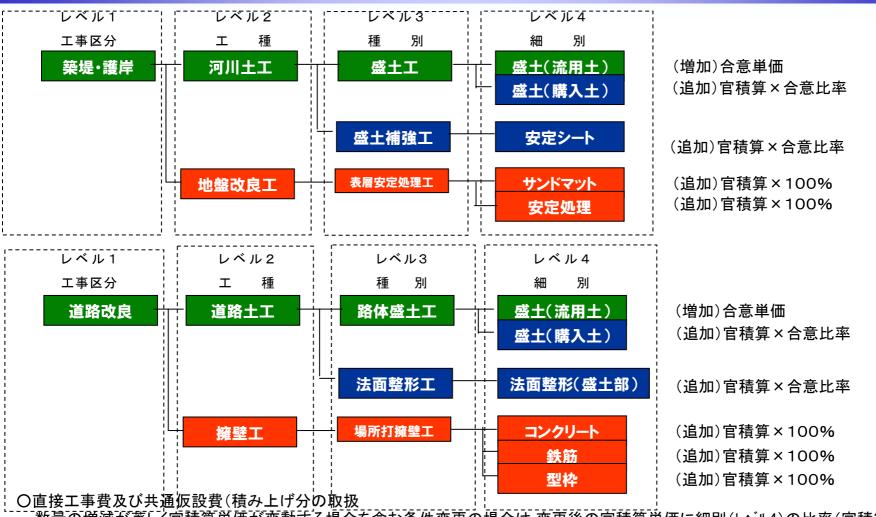
請負者 住所 〇〇〇〇〇〇〇

氏名 0000000 印



## 総価契約単価合意方式における新規工種の扱い

【 築堤・護岸、道路改良工事における一例 】



- ・数量の増減が著しく官積算単価が変動する場合を含む条件変更の場合は,変更後の官積算単価に細別(レベル4)の比率(官積算単価に対する合意単価の比率をいう)を乗じて積算する。
  - ・既存の工種(レヘ・ル2)に種別(レヘ・ル3)、細別(レヘ・ル4)が追加された場合は官積算単価に工種(レヘ・ル2)の比率を乗じて積算する。
  - ・工種(レベル2)が新規に追加された場合は、官積算単価にて積算する。
- 〇共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の取扱
  - 対象額に対する合意価格の率に、積算基準書の率式を利用した低減割合を乗じた率を用いて算出する。